

ができました一八〇四年から約五十年間このようないくつかに状態が続いたものであります。したがいまして、フランス民法における例を考えてみますと、今の意味での取引の安全といふことの内容が明確になりますと、その者は完全に無権利者になってしまいますので、第二の売買がなされましたときには、買い主は全く権利を取得することができます。そこで、不動産を買う者、あるいは実際は不動産に抵当権をつけて貸し付けを行う者の場合が多いわけであります。つまり銀行の場合が多いわけであります。が、フランスでもそこが問題になつたわけであります。それらの者が大変困るということが起きました。そこで、フランスでは民法典制定後約五十年いたしましたところで、我が民法百七十七条规定を置きました。この事態に備えたということであります。このようにして、買い主は売り主によつて先に譲渡がなされているということを恐れなくていいということになるわけであります。その限りで取引の安全が図られたということになります。

を防ぐということによりまして不動産上の物権の確保を確実にすることによってあります。

第二は、物権を取得しようとする者に現在の権利状況を迅速、正確、容易に示すということでありまして、これがいわゆる公示機能ということではあります。これが十分に發揮させるということによつて、いわゆる取引の安全を図るということです。

そこで、現状はこの点に関するどうかと申しますと、別に著しい弊害があるということは言えないとおもりますけれども、若干の問題があるようにも見受けられます。つまり、登記簿自体の閲覧がなされるということに伴う若干の問題があるようと思われます。そのためにその持ち出しや偽造、変造がなされる、あるいはひどい場合には抜き取りがなされるという事例がたまにあるようであります。これは新聞にも報道されているところであります。このようなことによりまして権利そのものがなくなるということはありませんけれども、しかし、正しい登記を回復するためには若干手続が必要になりますから、その限りで権利者はいろいろな損害をこうむるということになるわけであります。

また、簿冊自身を見るということによりますその磨耗ということもあるように思われまして、私は不動産取引に関連したことなどはほんの数回しかございませんけれども、そのわずかの例でも見られたところであります。また、このわずかの経験から申すのはどうかと思われますけれども、閲覧にかなり時間がかかる、大変場所が混雑しているといったようなことも事実のように思われました。つまり、権利の確保のためにもあるいは公示機能を十分に果たすというためにも、よりよい方法があればその方が望ましいというふうに感じられるわけであります。

さらになんとこれを積極的に申しますと、ある制度といふものは、その運営のための時間が少なく、より少ないスペースで済み、より少ない労力で運営ができるということ、つまりより効率的であるといふのがあります。

うことが望ましいことは言うまでありません。私の見ますところ、登記のコンピューター化ということはこの趣旨に合致しているというふうに思われます。住民基本台帳が既にコンピューター化されているわけでありますけれども、その他いろいろなところで各方面で種々のデータがコンピューター化されているということとも、これが今申し上げました意味での効率化を図るということを示しているものだと思われます。

もちろん、言うまでもありませんけれども、新しい制度を採用するに際しましては、常に考えるべき点が一、二ござります。

第一は、新しい制度、ここではコンピューター化であります、そのためには現在よりも不便な状況が生じたりすることはないとだろうかという点と、あるいは現在存在する前述の危険はそれによつてなくなるといったしましても、新しい型の危険が発生しはしないかという問題であります。いかなる制度も常にプラス、マイナスを持つてゐるからであります。

コンピューターという機械に関する危険の問題につきましては、これは穂属参考人から御説明があろうかと思われますので、そこに譲りたいと思いますが、民法的な見地から申しますと、コンピューター化ということは要するに現在の簿冊を磁気テープにかかるといふだけのことでありまして、内容そのものは変わりませんので、いわば図書館のカードをコンピューター化するのと同じと云ふことになります。それどころか、実はコンピューター化をいたしますと検索が容易になるという面があります。もちろんここは、また他面ではプライバシーの侵害ということを考慮しなければならない問題もありますけれども、検索化の容易ということとは確かにございます。

また、私どもはこの答申の最後の点にもつけ加えてありますように、将来にわたましては、不動産に関するその他のいろいろな情報登記するといふことも可能にするものであります。この点は、現在の簿冊主義よりはさらに進んだ方向に行

こうかと思われます。この点では、現在のやり方よりはさらに便利になるということが言えます。また、この簿冊そのものを見ないでも、いわばそのコピーに当たるものが直ちに得られるということになりますので、この点はやはり現状に比べて便利、少なくとも現状より不便になるということは考えられないようと思われます。

第二の問題点というのは、新制度採用に伴う費用と新制度による効率化に伴う長期的な効率化といふもののバランスを図るということであります。が、この点は私どもの問題ではございませんで、むしろここにいらっしゃる皆様方の問題でござりますけれども、私の感想を申し上げますと、二十世紀に向かっております日本といたしましては、ここで決断してよろしいことではないかといふふうに考えております。

つまり、世界各国を見てまいりますと、登記簿のコンピューター化の方向に若干進みつつはありますが、現実に進んでおりますのはスカンジナビア等の程度のようでありまして、他は、フランスを初めといたしまして若干の国で台帳のコンピューター化を進めているようであります。したがつて、我が国がこの台帳と登記簿というものの両方ににつきましてコンピューター化をするということとは、世界においてハイオニアの地位を占めるということになるのではないかと思われます。ただいま台帳及び登記簿と申しましたが、実はこれは昭和三十五年に台帳と登記簿の一元化を行いましたので、両者を一度にコンピューター化できる、実はこういう利点が我が不動産登記法には存在するということでありまして、我が国の登記簿というものは大変有利な地位にあるわけであります。この点におきましても、我が国が他国に先んじまして、世界に誇り得る制度を持つことになるのではないかというふうに私は感じた次第でござります。

以上でございます。

次に、總務参考人にお願いいたします。

○總務参考人 筑波大学の總務でございます。

私の専門は、データベースを中心としました大規模な情報システムの構築に関する研究でございますので、その専門分野の立場から意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、本件とのかかわり合いでございますが、

不動産登記システムにつきましては、パイロット

システム評価委員会の設立以来、それから民事行

政審議会の設立以来開与をいたしております。

それから商業登記システムにつきましても、民事

行政審議会のところで開与いたしておりました。

まず、結論的なことを先に申し上げますと、登

記事務をコンピューターで支援するということで

ございますが、これは実現は非常に難しいところ

もあると思いますが、極めて自然なことであろ

う、このように思つております。正解であろうと

いうふうに思つております。

情報処理の観点から申し上げますと、通常の事

務処理もコンピューターによる処理も、処理とい

う意味では同じでございます。その時代その時代

で最も望ましい手段を選択するのがよろしいわけ

として、コンピューターの非常に著しい発達の結果、従来の事務処理の重要な一部分をコンピュー

ターによって行なうことがもちろんの観点から考

えて有利になつたからそれを使う、非常に自然な考

え方ではなかろうか、このように思つております。

以下、コンピューターで支援する際の技術的な側面につきまして、五つの点につきまして意見を述べさせていただきたいと思います。

一つは信頼性であります。これは、一度登記簿に書いたものが失われずに常に同じ状態で再現できることに關すること。

二番目は安全性であります。これは星野参考人が述べおられましたことですけれども、改さんのおそれがないか、改造のおそれがないか、そういったものに關する技術的な検討でございます。それから三番目は、サービス性とでもいいまし

ようか、どのような便利な機能が提供されるのであります。

三番目、最後でございますが、経済性、十分安

くこれができるのであるうかどうか。

こういう諸点につきまして、参考意見を申し述べたいと思います。

五番目、最後でございますが、経済性、十分安

くこれができるのであるうかどうか。

二番目、最後でございますが、経済性、十分安

くこれができるのであるうかどうか。

されていると思われます。

二番目の安全性、つまり改ざんのおそれ等に関連しての件でございますが、これは登記簿を直接利

用者が手にするということがなくなり、そういう

意味で、プログラムを介してでなければ直接に見

ることはできなくなりますから格段に安全性は増す、そういうふうに思われます。現在は非常に危

険な状態にありますて、登記簿そのものが閲覧に供されおりませんけれども、そこで、登記簿その

ものが目の前にあるわけですから、若干それを書きかえるというようなおそれがあるわけでありま

すが、今度はそれが直接利用者の手に触れるこ

はないわけで、その意味では格段に安全性が高ま

りますけれども、費用を投入しさえすれば、その確実性を100%に限りなく近づけることができます

。これは費用とのバランスの問題になるわけで

あります。

現に構想中のこの登記システムに関連しまして

は、私の見るところ、明治以来日本でいろいろの事件が起きました。自然災害であるとか社会的

事件が起きました。自然災害であるとか社会的

ターザの機能によって非常に迅速にできます。これに反しまして登記それ自身記入ですね。これに関連しては現状では余り速くなりません。少し改善されるというくらいのところでありまして、これは一層の研究が望まれるところであります。

将来はそれがだんだんスピーディアップされるであります。ということは予想されております。

最後の経済性ですね、システムは安上がりにであります。

運営コストにつきましては、これはさまで変わりますけれども、費用を投入しさえすれば、その確実性を100%に限りなく近づけることができます

。これは費用とのバランスの問題になるかと思

います。

總務参考人筑波大学の總務でございます。

私の専門は、データベースを中心とした大規模な情報システムの構築に関する研究でございますので、その専門分野の立場から意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、本件とのかかわり合いでございますが、

不動産登記システムにつきましては、パイロット

システム評価委員会の設立以来、それから民事行

政審議会の設立以来開与をいたしております。

それから商業登記システムにつきましても、民事

行政審議会のところで開与いたしております。

まず、結論的なことを先に申し上げますと、登

記事務をコンピューターで支援するということで

ございますが、これは実現は非常に難しいところ

もあると思いますが、極めて自然なことであろ

う、このように思つております。正解であろうと

いうふうに思つております。

情報処理の観点から申し上げますと、通常の事

務処理もコンピューターによる処理も、処理とい

う意味では同じでございます。その時代その時代

で最も望ましい手段を選択するのがよろしいわけ

として、コンピューターの非常に著しい発達の結果、従来の事務処理の重要な一部分をコンピュー

ターによって行なうことがもちろんの観点から考

えて有利になつたからそれを使う、非常に自然な考

え方ではなかろうか、このように思つております。

以下、コンピューターで支援する際の技術的な側面につきまして、五つの点につきまして意見を述べさせていただきたいと思います。

一つは信頼性であります。これは一度登記簿に書いたものが失われずに常に同じ状態で再現できることに關すること。

二番目は安全性であります。これは星野参考人が述べおられましたことですけれども、改さんのおそれがないか、改造のおそれがないか、そういったものに關する技術的な検討でございます。それから三番目は、サービス性とでもいいまし

るかと、いうことに關すること。

二番目は安全性であります。これは星野参考人が述べおられましたことですけれども、改さんのおそれがないか、改造のおそれがないか、そういったものに關する技術的な検討でござ

ります。

三番目は、サービス性とでもいいまし

るかと、いうことに關すること。

四番目は、迅速性について。どれだけ処理がス

ピードアップされるかと、いう点でございます。

五番目は、費用について。どれだけ費用がかかるかと、いう点でございます。

以下、コンピューターで支援する際の技術的な側面につきまして、五つの点につきまして意見を述べさせていただきたいと思います。

一つは信頼性であります。これは一度登記簿に書いたものが失われずに常に同じ状態で再現できることに關すること。

二番目は安全性であります。これは星野参考人が述べおられましたことですけれども、改さんのおそれがないか、改造のおそれがないか、そういったものに關する技術的な検討でござ

ります。

三番目は、サービス性とでもいいまし

るかと、いうことに關すること。

四番目は、迅速性について。どれだけ処理がス

ピードアップされるかと、いう点でございます。

五番目は、費用について。どれだけ費用がかかるかと、いう点でございます。

以下、コンピューターで支援する際の技術的な側面につきまして、五つの点につきまして意見を述べさせていただきたいと思います。

一つは信頼性であります。これは一度登記簿に書いたものが失われずに常に同じ状態で再現できることに關すること。

二番目は安全性であります。これは星野参考人が述べおられましたことですけれども、改さんのおそれがないか、改造のおそれがないか、そういったものに關する技術的な検討でござ

ります。

三番目は、サービス性とでもいいまし

るかと、いうことに關すること。

四番目は、迅速性について。どれだけ処理がス

ピードアップされるかと、いう点でございます。

五番目は、費用について。どれだけ費用がかかるかと、いう点でございます。

以下、コンピューターで支援する際の技術的な側面につきまして、五つの点につきまして意見を述べさせていただきたいと思います。

一つは信頼性であります。これは一度登記簿に書いたものが失われずに常に同じ状態で再現できることに關すること。

二番目は安全性であります。これは星野参考人が述べおられましたことですけれども、改さんのおそれがないか、改造のおそれがないか、そういったものに關する技術的な検討でござ

ります。

三番目は、サービス性とでもいいまし

るかと、いうことに關すること。

四番目は、迅速性について。どれだけ処理がス

ピードアップされるかと、いう点でございます。

五番目は、費用について。どれだけ費用がかかるかと、いう点でございます。

以下、コンピューターで支援する際の技術的な側面につきまして、五つの点につきまして意見を述べさせていただきたいと思います。

一つは信頼性であります。これは一度登記簿に書いたものが失われずに常に同じ状態で再現できることに關すること。

二番目は安全性であります。これは星野参考人が述べおられましたことですけれども、改さんのおそれがないか、改造のおそれがないか、そういったものに關する技術的な

簿というのは日本国と同じだけの寿命をこれからは持つに違いないというわけでありますから、非常に長い間それを保全されなければいけないので、それがきちんと保全される体制を今後つくることが大切であろう、このように思つております。
以上で意見の陳述を終わります。

以上で意見の陳述を終わります。
○戸沢委員長 穂鷹参考人ありがとございまし
た。

○牧野参考人　ただいま御紹介いたしました日本司法書士会連合会会長の牧野忠明でござります。

国会審議員先生各位におかれましては、かねて国政に没頭され、豊かな国家社会建設のために日夜御窮屈賜っておりますことについて、心から感謝を申し上げます。我々司法書士団体に対しましても、日ごろ深い御理解をいただき、御指導、御鞭撻を賜っておりますことについても、心から御礼を申し上げます。

産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案に關しまして、司法書士会がこの法案に最もかかわり合いの深い職能団体であるといふ御理解をいたたまひまして、その団体を代表してここに参考人として意見を申し述べる機会を与えていただきましたことをつきましても、衷心より深く感謝を申し上げる次第であります。

この法律案は、最近の我が国の社会経済の発展と並行して激増しつつあります登記事件を処理するための抜本的な対策として、従来の紙登記簿を中心とした登記事務処理システムを、コンピューター導入したバックレスシステムに改革していく道を開くための法律案であると我々は理解をいたしております。

現行の登記事務処理システムをコンピューター化していくといふその基本方向につきましては、高度情報化社会あるいは高度ハイテク時代といふ一つの流れに沿った極めて先見性ある選択である

として、我々もこれを評価しているところでござりますが、率直に申し上げて、まだ類例のない画期的な構造改革でありますがゆえに、コンピューター・システムが全国に普及するにつれて、国民の不動産取引の態様がどう変化し、ひいて司法書士の業務、制度にどのような影響がもたらされるのか、全く予測がつけにくい問題であるだけに、場合によつては司法書士一万名、補助者、家族を入れますと十余万名になんなんとします我々社会的集団の命運にもかかわる極めて重要な問題である、こういう認識もありまして、コンピューター・システム導入の個別具体的な問題につきまして、我々団体内部においてもいろいろと議論があつたところでございます。

私どもは、これらのコンピューターの関連問題も含めまして、さらに広く国民の権利保全に十分に機能する登記制度はいかにあるべきか、そういう観点に立つて、登記法の改正すべき問題点を煮詰め、昨年七月第四十五回日司連定時総会において「登記法改正大綱（日司連試案）」として団体意思を確定し、その趣旨が登記法改正において実現されますよう、昭和六十二年九月十四日法務大臣あてに、同年十月五日法務省民事局長あてにそぞれ要望書を提出いたしました。これについて事務レベルの協議の場を設定していただき、今日に至つてはいる次第であります。

他面、昭和六十年九月法務大臣から民事行政審議会に対しまして「電子情報処理組織を用いて登記を行ふ制度の導入に当たり特に留意すべき事項について意見を承りたい。」旨の諮問がなされまして、その審議が開始されるに当たり、司法書士団体からも民事行政審議会に委員及び幹事として代表者を送りまして、昭和六十二年十月五日答申が出されますまでの間、諮問に係ります事項に関連しいろいろの意見を申し述べさせていただきました。例えば、登記情報公開制度に伴います登記事項証明書あるいは閲覧制度の問題あるいは外部端末機の問題あるいは監査システムの問題、あるいはさらには将来的な問題としてコンピューターを

使った総合的な物件情報を活用していくという方向づけの問題、それから陰に隠れていますけれども登記情報の物件検索システムの問題、そういうつたいろいろな問題についても意見を述べさせていただいたところでございます。

今次法律案が、登記事務処理のコンピュータ化を実現するためのそれに限定されたものでありますとはいって、だいしま申し述べましたような縛りを踏まえて法律案が煮詰められ、提案されております状況であります。例えば登記事項証明書、これは従来の事務のコンピュータ化に関連して要望してまいりました改正点の幾つかがこの法案の中に実現を見ております。例えば登記事項証明書、これは従来の謄抄本でありますけれども、これについては、A登記所においてB登記所の管轄物件についても請求することができるごととされたこと、あるいは閲覧制度を登記事項の摘要を記載した書面の交付という形で残すことができたこと、また開鎖登記用紙の保存期間の延長が図られたこと、さらには担保権に関する登記の抹消手続の特例の実現を見たことなどなどであります。結じてこの法律案は、登記事務処理のコンピュータ化を推進していくための基本となる必要不可欠の法律案であると理解できますので、本院において何とぞ御可決賜りますよう、我々団体といたしましてもお願いを申し上げる次第であります。

不動産取引においては、登記制度は欠くことのできない重要な法律手続の制度であると評価され、高い信頼が寄せられておるところでございます。例えば不動産の売買取引におきましては、当事者者が司法書士に立ち会いを求め、司法書士の登記申請の調査確認に基づく判断をもとに、欠缺なく登記手続が完了するであろうという心証を得た上で代金の決済あるいは物件の引き渡しなどが行なわれることが常態となっておる現況にございます。しかし一面では、偽造された書類による登記申請やあるいは無資格者の代理による権利変動の実体を伴わない架空の登記申請等、不正不実の登記によって国民一般が予期せぬ損害をこうむるという事案も後を絶たない現況にあるわけでございまして、このことは国民一般の登記制度に対する信頼を高める上からも、あるいは予防司法といふ観点からも極めて憂慮すべき事態であり、早急に改善策を講じなければならぬことが痛感される次第であります。

た。

次に、多田参考人にお願いいたします。

○多田参考人 ただいま御指名をいただきました日本土地家屋調査士会連合会を代表する会長の多田光吉でございます。

私どもは、表示登記に関する充実強化のために創設された調査士法に基づいて組織をつくっておるわけでございます。こうした中で、今回提出をされております不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案、これは突き詰めて申しますとコンピューター化に移行ということでござりますけれども、このコンピューター化についてどうあるべきかということについて、我々の業務の中の影響というものの考え方、そうした中で我々は協議を続けてきたわけでございます。

まず結論から申し上げますと、内閣提出の不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案につきましては、日本土地家屋調査士会連合会は、不動産登記制度の充実を基本とする改正と受けとめまして、本国会においてぜひ成立でございます特段の御配慮をお願いを申し上げる次第でございます。

このたびの法改正案につきましては、日本土地家屋調査士会連合会のこれまでの対応と経過について概要を申し述べまして、御参考に供したいと思うわけでございます。

このたびの法改正案は、昭和六十年五月一日法律第三十三号による電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律に定める「電子情報処理組織を用いて登記を行う制度その他の登記事務を迅速かつ適正に処理する体制の確立に必要な施策」としての改正、こう理解をしているわけでございます。したがつて、登記事務の簡素合理化、迅速化をコンピューター化によつて処理をするという施策の改善ということを考えておるわけでございます。

私どもは、登記事務の処理の簡素化、合理化については、昭和四十七年から法務省と改善方策について寄り寄り意見の交換を数度にわたり行って

きているわけでございます。さらに、昭和五十八年にわきまして東京法務局板橋登記所において実

施されました登記コンピューター化の実験システムをつぶさに視察をいたしまして、近代化情報化社会の中にあって、登記行政の国民に対する情報サービス、こうした施策が一番おくれているといふことを確認をいたしまして、法務省といいろいろ協議の場において登記事務処理の迅速化にコンピューター導入をより進めてほしいという提言もいたしておるわけでございます。こうしたことと、私どもはこのコンピューター化導入の問題については積極的に進めるべきである、さらに、これに付けて諸問題があるとするならば日本土地家屋調査士会連合会としては協力をするという意思表明をいたしているわけでございます。

御承知のとおり、不動産登記制度は、不動産に

関する物権の得喪変更を登記簿に記載してこれを公示し、一般に公開をして不動産の取引の安全に資する制度としているわけでございます。このことは、不動産登記制度の機能が国民の不動産の権利の保護、国民の社会経済の活動に大きな役割を果たしてきているところでございます。

不動産登記事件の動向は、戦後の一時期、経済の急激な発展がありまして、国民所得が増加するに伴いまして国民の不動産に関する関心が非常に高まり、人口の都市集中その他住宅の需要供給、そうした面から非常に土地の細分化した登記事件が多くなってきたわけでございます。その状況を見ますると、登記事件の趨勢は、法務省の統計によりますと、昭和五十一年度二千万件、謄抄本の交付事件が二億八千万件、昭和六十二年度には、登記事件につきましては二千六百万件ですか、謄抄本の交付につきましては五億二百万件、昭和六十二年度の総数においては五億二千八百万件という膨大な事務処理を負担いたしているわけでございます。これに対し、登記所におきます登記事務處理に当たる人員の数は、昭和五十一年度から六十二年度まで十年の間にわざかに五百六十七人しか増員がされていない状況にあって、当然事件処理

において大きく事務の停滞を来しているのが現状でございます。

さらに、これに関連して私どもの土地家屋調査士業務である表示に関する登記事務の処理の問題でございますが、不動産の表示に関する登記は登記簿の表題部になす登記でありまして、権利の客体である不動産自体の物理的な状況を客観的に公示することを目的としているのであります。登記の手続には登記官の権限主義として実地調査権が付与されておりまして、登記の申請があつたときは積極的に原則として登記官が実地調査を行ない、そしてその申請の事実を確認して登記される、こうした手續がなされるわけでございます。

しかしながら、登記所の量的な登記事務の処理の体制が十分でないところから、国民の不動産の取引に関する、権利に関する登記が優先され、あつて、権利の基本とする表示に関する登記の実地調査が特別な事案を除いては実施されていないのが現状でございます。連合会は常に登記事務の効率化に調査士制度の活用方策について提言をいたしているところであります。このたび山積する登記事務の、コンピューター導入によつて事務処理の迅速化が図られる。こうした改正は、登記事務の省力化による余剰の人員をもつて表示に関する登記の充実に対処する構造整備が図られるのであります。表示に関する登記制度の充実強化が期待されるところでございます。

次に、私どもがこのコンピューター化の法改正について要望を提出してある事案につきまして、二、三申し上げたいと思うわけでございます。

一番目に、コンピューター化の導入に伴つて登記事項の移記の際に、表示に関する事項につきましては、現に効力を有しないものであつても移記をしてほしい。

このことは、法務省といろいろ協議を

してはいい。このことは、法務省といろいろ協議をした中でこうしたことも配慮するということの確

認も得ておりますけれども、さらに再確認の意味で申し上げたいと思います。

表示に関する登記申請手続は、その不動産が登記された時点からの変動、経過を基礎として調査

をする必要があるわけでございます。特にメートル法の書きかえをした関係での地積の表示、合筆地積の表示あるいは地目変更等、そうした地積の表示がある点で丸められております。また、手続

上表示をしないことになつておるものでも必要と

する事案がありますので、これについては現に効

力を有しないものであつてもすべて移記をしてほ

しい。

それから二番目の問題でございますけれども、地番、家屋番号、住居表示番号からも検索できるようにしてほしい。これは現状における土地の所有者あるいは関係者においても、住居表示については十分承知しているけれども実際に登記に記載されでおる地番についてはよくわかつてないというものが現状でございますので、こういう点も検索でできるようにひとつお願いをしたい。

それから三番目でございますけれども、休眠抵当権について一定年数の経過もしくは名義人の行方不明等の場合、元本及び最後の二年分の利息を供託して抹消できる手続の検討、この問題につきましては、私ども現在業務の中で、公共事業あるいは十七条地図作製その他、地図混乱地域の解消等について登記権利者の承諾を必要とする場合が非常に多くあるわけでございます。しかし、こうした休眠抵当権については、行方不明者あるいはその存在がないという事案が非常に多くある。それで登記業務の処理に影響を及ぼしているのが現状でございます。こういう点も勘案をいただきまして、何らかそうした抹消する手続をしてほしいといふことが現状でございます。

また四番目といったしましては、閉鎖登記簿の証明書発行ができるようにしてほしい。これはコンピューター導入によつてこうした手続がなされる

ということの確認を得ておりますので、申し上げておくだけでございます。

その次に、不動産に関する総合情報システム、

これは民事行政審議会の答申の最後に提案をされ

てございますけれども、登記情報システムがコン

ピューター化に移行される。そうした中で一番問

題になりますのは、地図の情報管理ということでありますかと思うわけでございます。国土庁は最近、地図の電算化による情報の推進について積極的な推進方策を進めておる。その中に私ども非常に懸念するものは、登記制度における公法上の筆界の確認、そうした正確性を持った情報でない。

私も考えておりますコンピューター化の情報提供、これは不動産登記法に基づいた権利の範囲を明確にする情報でなければならない。こうしたことも配慮しながら、今後におきましては地図情報を持った情報でなければならぬ。こうしたことを含めてコンピューター化の方向に検討をいただきたいということを申し上げたいわけでござります。

以上、まことに状況でございますけれども、これらにつきましていろいろ法務省と協議を続けております。コンピューター化の導入がなされた時点におきましては、その後の行政の運用につきましては法務省とも協議をいたしまして、積極的な協力をしていく心構えでござりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○戸沢委員長 多田参考人ありがとうございます。

以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○戸沢委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。塙崎潤君。

○塙崎委員 ただいま星野先生、穂鷹先生、そして牧野司法書士会連合会会長、多田日本土地家屋調査士会連合会会長の四方から大変貴重な御意見を賜りまして、私どもに大変参考になりましたことをまずお礼を申し上げたいと思うのでござります。質問の時間が与えられましたので、若干の御意見をぜひひととと思って質問をさせていた

だときたいと思います。

まず、四方ともこの法案についての御意見は、常に緊要な改正である、ぜひとも早く可決をしてもらいたいというような御意見だったよう思います。そこで私は、確かにこの法案を早く可決をして、そして今大変要請の多い登記の処理問題を迅速に解決しなければならない、こんなふうに思うところでございます。四月十一日の朝日新聞の夕刊でございますが、ここに「境界で相談急増 首都圏の法務局 十センチにもこだわり」五十九年には約三千八百件であった相談事項が六十一年には六千八百件、六十二年も相談件数のは半分に当たる約六千六百件に上った、こんなふうに示されているわけでございます。

そこで、星野先生、ひとつひとつ伺いたいのは、確かにコンピューター化によって処理の迅速化が図られるのですけれども、このように、狂乱地獄のせいもございまするけれども、いろいろ登記についての申請がふえてくる。コンピューター化だけで果たして不動産登記法が現在の要請にこたえられるであろうかどうか。この点について、先生は構成委員であつたというようによく言われました。そのような点についてどんなような御意見が法制委員会であつたかどうか、あるいはまた、この点について先生はどういうふうに考えられるか、まずその御意見を承りたいと思うのでござります。

○星野参考人 お答えいたします。

その委員会の内容につきましてはちょっとお話をします。塙崎潤君。

○塙崎委員 ただいま星野先生、穂鷹先生、そして牧野司法書士会連合会会長、多田日本土地家屋調査士会連合会会長の四方から大変貴重な御意見を賜りまして、私どもに大変参考になりましたことをまずお礼を申し上げたいと思うのでござります。質問の時間が与えられましたので、若干の御意見をぜひひととと思って質問をさせていた

官の働きやすい場をつくるとか、そういうふうな問題が当然出てこようかと思いますけれども、仮に現在の状況のままいたしましても、とにかくそれによるメリット是非常に大きいだろうといふうに私どもは考えた次第でございます。

○塙崎委員 先生は民法の教授でございますし、私も民法を大学で専攻したときに、不動産登記法の話を我妻先生からたびたび聞かされました。明治三十二年の法律で大変古い法律だ、したがっていろいろと権利保護の觀點から不備が多いと、我妻先生らしくいろいろ書いておられたのを今思い出しますが、私は、例えばコンピューター化に当たつて、権利保護の觀點から果たしていか、こんなような意見があったかどうかです。

コンピューター化だけで足りるか、あるいはコンピューター化する際に当たつてこういった点をインプットして権利保護に当たることが適当ではないか、こんなような意見があつたかどうかですね。

例えば、先生御承知の登記原因証書を添付して登記申請をするわけでございますけれども、登記原因証書はいかなるものが適当であるか、いろいろ意見もあるようですが、やはり登記の歴史といふ大事な証書でございます。そして、今も多田会長も言つておられましたが、やはり登記の歴史といふものは大変大事で、今おっしゃつたように権利の公示力、公信力はないようですが公示力はあるという解釈で、大変大事なものでござりますが、例えば権利証のようなどを、内容を検討してインプットしていくと登記の真正を確保していく、このようなことを議論にならなかつたかだしましても、先ほど穂鷹参考人もお話いただいたように、コンピューター化というのは要するに今までの簿冊を磁気ディスク、テープにかかるといふだけのことでありまして、問題は、それを運用する人ということが当然伴うわけであります。したがいまして、このコンピューターにしていくこの点について星野先生の御意見を承りたいと思います。特に、もう御承知のように地面師の暗躍、したがつていろいろと土地が詐欺によつて権利を失い、しかし権利はどうせ取り戻しはできるというお話はありましたけれども、それまでの大きな苦痛、損害、これを考えますと、私は、地面師の横行が今最も激しい今日でござりますから、不動産登記法の改正に当たつてはこの点をどうお対応されるかと思つて登記官の

ざいましょうか。

○星野参考人 お答えいたします。

私の理解では、不動産登記法の本体と申しますと、現在の状況のままいたしましても、とにかくそれによるメリット是非常に大きいだろうといふうに私どもは考えた次第でございます。

○塙崎委員 先生は民法の教授でございますし、私も民法を大学で専攻したときに、不動産登記法の話を我妻先生からたびたび聞かされました。明治三十二年の法律で大変古い法律だ、したがっていろいろと権利保護の觀點から不備が多いと、我妻先生らしくいろいろ書いておられたのを今思い出しますが、私は、例えばコンピューター化に当たつて、権利保護の觀點から果たしていか、こんなような意見があつたかどうかですね。

コンピューター化だけで足りるか、あるいはコンピューター化する際に当たつてこういった点をインプットして権利保護に当たることが適当ではないか、こんなような意見があつたかどうかですね。

例えば、先生御承知の登記原因証書を添付して登記申請をするわけでございますけれども、登記原因証書はいかなるものが適当であるか、いろいろ意見もあるようですが、やはり登記の歴史といふ大事な証書でございます。そして、今も多田会長も言つておられましたが、やはり登記の歴史といふものは大変大事で、今おっしゃつたように権利の公示力、公信力はないようですが公示力はあるという解釈で、大変大事なものでござりますが、例えば権利証のようなどを、内容を検討してインプットしていくと登記の真正を確保していく、このようなことを議論にならなかつたかだしましても、先ほど穂鷹参考人もお話いただいたように、コンピューター化というのは要するに今までの簿冊を磁気ディスク、テープにかかるといふだけのことでありまして、問題は、それを運用する人ということが当然伴うわけであります。したがいまして、このコンピューターにしていくこの点について星野先生の御意見を承りたいと思います。特に、もう御承知のように地面師の暗躍、したがつていろいろと土地が詐欺によつて権利を失い、しかし権利はどうせ取り戻しはできるというお話はありましたけれども、それまでの大きな苦痛、損害、これを考えますと、私は、地面師の横行が今最も激しい今日でござりますから、不動産登記法の改正に当たつてはこの点をどうお対応されるかと思つて登記官の

たゞ、今度は問題になりますのは、ドイツシステムをとりました場合に一体どの部分がどのような効力を、つまりどの記載がどのような効力をを持つかという問題は、また一つ考へてみなければならぬという問題が出てまいります。これ例えばまだいまドイツ法の公信力の問題についてお話をありました、ドイツにおましまして登記簿に公信力があると申しましても、どの部分に公信力があるかという問題がやはり一つあります。例えば登記の公信力と申しましても、物、不動産の現状の記載に関しては公信力はないということになつております。したがつて、今の場合の日本では要するに物権変動の対抗要件としての意味しか持ちませんので、そうするとこの物権変動の対抗要件としての意味を持たせるためにはどこまで記載すればいいかということを考えれば足りるわけでありますから、そういたしますと、いろいろな記載を入れることは可能になるという点で、実はフランスでも非常にいろいろな公法的な権利關係を記載するということをやつております。もつともこれは義務的な記載ではありませんが、できるこということになつております。ある意味では非常に便利になる、今後も便利になるかと思いまが、反面、それに伴いましてその記載の、一体実体法的にどういう効力を持つかという問題を一つ一つ考えなければならないという問題が起つてこようかと私は考へております。

そこで、おっしゃいました点は、実は今までのところはそれほど、この審議会といいますか、一般的にも考へられていないのではないかという感じがいたします。ただ、もつとも、思い切つたことを考へますならば、日本民法のような物権変動は意思表示のみによつて生ずるというシステムを改めてしまつて、登記をしなければ物権が変動しないというシステムに変えるということはどうかという問題がそもそもありますし、例えば公信力

を認めたならどうかという考え方もありますけれども、前者に閲しましては、私どもはたしか三十年ぐらい前に研究会をいたしました。当時の民事局の方などにもおいでいただいたかと思いますが、これは学者の研究会ですが、そこでは、この登記を物権変動の効力要件と申しますか、つまりドライツ、スイス式に改めたらどうかというような意見になつたように記憶しておりますけれども、そこまでいくということはもちろん当然今日の段階では考えられるものでもございませんし、その問題については今回余り検討しなかつたし、また、すこ必要もなかつたというふうに私どもは実は考えた次第です。

○塙崎委員 私はもう地面師の横行から見ても、ぜひともこの不動産登記法の権利確保の觀点からの改正は喫緊の問題だ、こんなふうに思つているのでございます。今登記原因証書を挙げましたのもその理由の一つでございますが、例えばもう一つは、登記済み証といいますか権利証を持つている人は少ない、したがつて権利証の交付に関連して保証人制度がありますが、これについてのいろいろな乱用または詐欺的なことが多いことは御案内のとおりでございます。私はぜひとも法制審でこの不動産登記法の問題を権利確保の觀点から御検討していただきて、また早目に提案していただきたい。これが先ほどの牧野会長の御意見でもあつた、こんなふうに私は思うわけでございますので、この点を星野先生にお願いしたいと思うのです。

もう一つ、穂麿先生にお願いしたいのでございますが、今穂麿先生が申されましたのは、信頼性、安全性、サービス性、迅速性、経済性、この五点からコンピュータ化の特徴というか、メリットを言つておられました。そこで、このようなメリットがあるとすれば、将来、先ほども申しましたように、コンピューターにいろいろな内容をインプットするようなことも考えられますし、例えは登記申請人の便利も考えて、あるいは権利者の方の便利も考えて、司法書士が端末を持って登記所

○穂麿参考人　お答えいたします。
　　登記簿に対しまして、閲覧に当たります読み取るという操作に関しましては、司法書士の方とか外部の方が使うような端末を外部に出すことは、内容を変えませんからそれほど難しくはないと思つております。ところが、内容を変える件に関しては、これは枚合のときに非常に問題があると思つますので、それが遠隔地でできるかどうかということに関しては今日は議論をいたしませんでしたし、相当難しい問題があるように思つております。閲覧に関しましては、プライバシー云々の問題を除けば技術的には可能であろうと思われます。

○塙崎委員　私は、コンピュータ化によって便利性、迅速性そして閲覧等の容易さ、このようないふうに私は理解しています。したがつて、登記についての間違いがないように、司法書士の方々の制度を不動産登記法でうんと活用するような方向をひとつ考えていただくよう星野先生、穂麿先生等特にお願ひして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○戸沢委員長　稻葉誠一君。
○稻葉(誠)委員　各参考人の皆様方には、大変貴重な御意見をお聞かせいただきましてありがとうございます。社会党の稻葉誠一でございます。
　　星野先生にはこの前も何かのときに参考人としておいでいただいたように記憶いたしておりますのですが、いろいろお伺いをさせていただきました。

今度の不動産登記法の改正そのものについては、コンピューター化についての講論よりもむしろ基本的に不動産登記法が抱えておるいろいろな問題があるはすなんですが、それが全然と言つていいほど今度の場合には出ていないわけです。将来の問題として残されておるわけなんですが、そこを具体的にどうしなければいけないかということがあることは大きな課題だというふうに考えておるわけでございます。不動産登記法が抱えている諸問題、殊に今後不動産登記法なり、あるいは実体法の民法にもかかわってくるかとも思いますが、そういう点を含めてどういう点が問題でどういう方向へ進むべきなんだろうか、こういう点についての御意見をぜひお聞かせをお願いいたしたいと思うわけです。

今塙崎さんからも御質問がございましたように、結局、フランス民法流の意思主義を不動産にとっておるということからいろいろな問題が起きてきているようにも私考えられるわけですが、一つの問題は公信力の問題でござりますね。公示の機能から公信力の問題へとだんだん世の中が移つてきているのだという意見の方もございまして、それから、公信力を三十年ぐらい前から当然認めるべきだという御議論の方も大学教授の中にはいらっしゃいます。その場合に、諦的安全といふものと確実性といふものをどういうふうに対比していくのか、その条件をどう整備していくのかとか、あるいは公信力議論といふものは、現実にはもう与えられているのだからそう議論する必要もないではないかという議論もござりますし、その他いろいろな問題があると思います。その点、全体を含めまして星野先生の御意見をぜひ承らせていただきたい、かように思います。

かということをいかにして立証するかと申しますが、登記の際にその点をどれだけ確認するかという問題かと思います。これは言うまでもなく非常に重要な問題かと思いますが、私もどうも日本的事情に疎いのですから甚だお恥ずかしい次第でありますけれども、これは国によりましていろいろな形でなされているように思います。例えばフランスなどでは対抗要件主義をとておりますが、トラブルはかなり少ないと言われておるのですが、それはなぜかと申しますと、あそこは公証人制度が非常に発達しておりますので、公証人がかなりよく知っているわけですね。自らかでも不動産を持つているような人は、ちょうどかかりつけの医者がいるようにかかりつけの公証人というものがいる。そしてやりますので、公証人が管轄にある不動産について知っておりますし、また、何かにつけて十分にそれを調査いたしてやるということのようになります。

そして実は、そういうものを背景にいたしまして一九五五年に不動産登記法の大々的な改正をしましたわけであります。この改正は先ほど申し上げましたように、もともとフランスの登記簿といふものは契約証書をただつづるということだけであつたけれども、もう一つ、実は人的編成による権利者の索引がついておったわけであります。そこで、フランスの登記簿というのは実は年代順編成主義というのが厳密な言い方になりますが、人的編成の索引があつたということになりますので、しばしば日本ではフランスの登記簿は人的編成主義だというふうに言われております。やや不正確かと思ひますけれども、実質的にはそう間違はないながろうかと思います。

ところで、人名による索引を一九五五年にカード化いたしました。さらに今度は物的編成によるカードをつくりまして、結局三種類の色分けの建物の多いあるいは物権変動の多いところの都市と農村とに分けまして、そのカードも比較的地上カード、キャビネットに入るようなかなり大きいカードでございますが、それで一種の索引をつく

つたということです。そこでそれとの関連で、登記をいたしますものを普通の証書ではなくて公正証書にするということにいたしました。そこでいわば登記の真正を確保するということになりましたわけですね。これがフランスのシステムであります。ドイツは御承知のとおりであります。これはそもそも物権変動のためのいわゆる物権契約というものを登記所でいたしますから、そこでもう間違になくなされるということになります。

問題は、日本でどうかということになるわけでもありますけれども、これは日本の実情その他を考慮いたしまして十分に検討すべき事項であろうと考えております。具体的に登記の手続あるいは法書士さんのあり方といったようなものにつきまして、私は十分な情報をまだ得ておりませんものですから、その点は今後の検討が必要かと考えております。

それから公信力の問題でございますけれども、先ほどお話をありましたように、若干の学者の方が公信力を認めるべきだと言つておられるわけであります。ただ、どちらかと申しますと今までには大体多數の方がやはりちょっと無理ではないかと言つておきました。それは、これも先ほど御指摘がございましたようにいわゆる静的安全と動的安全の調和ということでありまして、どうしても動的安全の方にはかりが傾きまして、結局あれによりまして眞の所有者というものの権利が害されるおそれがある。それをどう考えるかということですが、従来の考え方で参りますと動的安全制度、これはドイツ、スイスにござりますけれども、ドイツでそれが認められました機縁というのでは、実はプロイセンにおきます農場制度から参りましたで、大農場に対しまして大いに資本を投下いたしまして農業の大規模な拡大を図ろうとした。銀行をつくったわけですが、銀行が貸し付

のではないかと私は考えております。これは私としてもちょっと今のところ、まだどちらか個人として踏み切ることができないのでありますけれども、おもしろいことは、韓国などでもそのような問題を考えているようであります。実は韓国の民法というものは日本の民法を非常に参考にしてつくったものでございますけれども、ただこの物権変動に関してはトイツ式のシステムを一応とりましたが、公信力は認めていないわけです。しかし公信力まで進むべきではないかという議論があるということを実は昨年伺つたわけでありますが、そういった議論なども参考にしながら、これも今後さらに検討を進めるべき事項かと考えております。

○福澤(試委員) 星野先生、例えば甲から乙に不動産所有権が売買で移転しますね、意思主義ですから。それで今度は甲から丙へ売買がされますね。それで丙が登記すると、丙が対抗力があるといふことで事實上丙の所有権になるわけですね。その場合、甲は乙に対しても既に所有権は意思主義によりますと移つているわけですから、無権原者になつてはいるはずですね。それを丙が、善意無過失が必要なことかちょっとよくわかりませんけれども、買って登記してしまえば所有権者になるわけです。これは、そこで公信力というものを認めた結果としてそういう議論が出てくるのではないかでしようか。そこはどういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

○星野参考人 お答えいたします。

ただいまのよう民法百七十六条、百七十七条の二重譲渡のシステムをどう説明するかということは非常に議論がございまして、ただいまお話をよう見解も実は最近割合有力に唱えられてきたわけでございますけれども、どちらかというところは少ないのでないかと思います。

と申しますのは、先ほどもちょっと触れましたように、百七十六条だけしかない状況ですと意思表示だけで所有権が完全に移つてしまいますが、あとは仮に甲に登記がございましてももうど

うにもならない。甲に登記があるから甲のものだ
と信頼して買つても、丙は全く無権利者から取得
したということになります。ところが、なぜフラン
クスで百七十七条に当たる条文を入れたかと申し
ますと、例えば二重売買の弊害があつた、つまり
今の丙が害されるということがあつたからでござ
ります。そうなりますと、結局丙は登記をすれば
いいということになるわけですが、ということは
結局、説明いたしましては、甲は乙に所有権を
移転しても、まさしく丙に売つて丙が登記を備
えれば丙は完全な所有権者になるとということです
から、甲は乙に売ることによって完全に無権利者
になつたのではないと言わざるを得ないのでな
いか。民法百七十七条がむしろ二重譲渡の場合に
丙の所有権取得を可能にしたものであつて、した
がつてこれはいわば民法百七十七条によってその
ようなことが認められるもので、公信力による取
得とは若干違うのではないか。公信力というのは
甲が全くゼロの場合を考えているわけなので、こ
の場合は甲が所有権者であつて、なお丙に売つて
丙が登記を備えれば所有権を取得し得るというだ
けの権利しか乙に売つていられないわけでありますか
ら、その限りで甲に何か残っていると説明すれば
その方がむしろ適切ではないかという考え方の方
が多いようと思われまして、私自身はそういう考
え方をとつておる次第でござります。

か、そこら辺はどういう御意見なんでしょうかお聞かせ願えればと、こう思うわけです。

○鶴鷹参考人　お答え申し上げます。

これにつきましては、民事行政審議会の答申の後二項は初めはなかったのでありますけれども、委員の中に登記情報システムの重要性について、将来の発展につきましての意見が出されまして、将来のことに関する限りそれを有効に使おうという意見が積極的に出されまして、私もその一人であつたわけですけれども、こういう条項を入れていただいたわけであります。

そのときに、どういうステップで将来具体的なここにうたつてありますようなことにたどりつくかということについての議論はなされませんでしめたので、ここでは私は自分の考えだけを申し上げてお答えしたいと思いますけれども、データベースの方の考え方では、一つの事実は一ヵ所でとらえるという原則があります。一つの事実は一ヵ所で管理するという意味ですね。一つの事実を一ヵ所で管理しないいろいろな弊害がある。例えば皆さんは今キャッシュレスペイメントというようなものをお使いで、銀行のカードなどというものは何種類も持っているかと思いますが、それは一人の人の財産というものに関する同じものなんですね。それが、違うような形でいろいろ持たなければいけないといふことは、結局管理の主体が違うたびごとにいろいろなものを持たなければいけない、カードも何種類も持たなければいけないというようなことがあります。そういうことをやりますと管理が非常に難しくなるので一ヵ所に置くというのがデータベースの基本的な概念なんであります。

不動産についても同じことでありますて、不動産につきまして、片や建設会社がこのように見る、国土庁がこのように見る、あるいは法務省がこのように見る、おのとの見方によつて別々になされると、その間に情報というものが違つたふうに解釈されてしまつたりするの

不都合ではなかろうか。一つの事実といふものは、一ヵ所で管理するということであるならば、非常によく整理されている不動産に関する情報といふものが、法務省の情報をもとにしまして、ほかの使い方と協調して一ヵ所で管理して多様なサービスというものが提供できるような道を開くのではないか、そういう意味合いで私は受けとめておりました。

○稻葉（誠）委員　穂鷹先生、今お話をありました国土庁と法務省とのいろいろな関係、殊に地図の問題が中心になるかとも思いますが、これは多田さんからも先ほどお話が出たと思うのですが、これは国土庁と法務省との間で相当立場が違うというか、いろいろな点がありまして、考え方が違うようなところもあるのでございましょうか。

○穂鷹参考人　お答えいたします。

私は国土庁については余り詳しいことは知らないのですけれども、一つの土地を見たときに、その土地の状態といふのは一つしかないはずだと思うのですね。それがどこでオーソライズされるかということが問題でありますけれども、例えばデータのインプットをしましても、同じものについて違う人が扱うとしますと、データのインプットを複数箇所で行わなければいけないわけですね。ですから、例えば法務省で苦労してお金をかけてデータを入れているものが、別の官庁で別の目的のためにやるときにはまたお金がかかる。

今度は民間会社が何かがその土地のことについて情報をつくろうと思うと、自分のところでまたデータを入れなければいけない。一ヵ所で非常に効率よくきちっとしてデータが入っておるものであるならば、同じ努力を方々で繰り返さない方が社会としては全体ではメリットを受けるのではないか。かつて、そこに入れられている情報といふものについても矛盾がない。ですから、土地に関するような情報というのは、扱い方はいろいろな方法があるけれども根は一つであるというふうに考えるのが非常に得策ではないか。一つの情報を一ヵ所で管理するという原則がここにも生きるので

はないか、このように考えたということでありま
〇福葉(誠)委員 日本国法書士会連合会の牧野会
長にお尋ねをいたすわけでございますが、登記の
不正不実の防止、このためにはどうしたらいいか
ということが中心になるわけですが、司法書士の
方々が今裁判で損害賠償の訴えを随分起こされて
いますね。この前認められたのでは大阪のがあり
まして、これは過失相殺が九割ありますと、不動
産業者からのは一割だけ認められたということ
ですが、全体の金額が大きいものですから物す
ごい金額のあれですけれども、司法書士の方が病
気で入院されているときにあれした事件のようで
すけれども、いずれにいたしましても、そういう
ふうなことの中で司法書士の責任というのではなく
に重くなっていますね、判例を見ますと、肯定され
たのと否定されたのとありますと、それを項目
別にして、私、法務省の方に頼んであります。
午後よく説明してもらうことになつておるわけな
んです。

いずれにいたしましても、そういうふうなことを
を考えたときに、不正不実の登記をどうやつて防
止すればいいのかということ、そういうことを中
心にしての日本司法書士会連合会としての考え方
の問題と、もう一つ、日司連の試案というのがござ
りますね。これはいろいろな点を希望しておら
れるのですけれども、それを遠慮なくここでおつ
しゃっていただきたい、こう思うのです。大きく
分けると二つか三つになる、こう思いますけれど
も、わかりやすく御説明願えればと思います。

〇牧野参考人 まず第一点の不正不実の登記の問
題でございますけれども、不動産取引はかつては
大きい地主さんたち相互間の取引であったようによ
りますけれども、近代社会になりまして、だんだん中産階級化、不動産それ自身も商品化し
ていくといふ過程の中で不動産取引も非常に活発
化してまいりまして、しかも高額化していくとい
う中でいろいろな登記が、言うなればためにする
材料に使われるという傾向が出てまいりまして、

新聞報道等で出ましたたよに訴訟事件その他非常に社会問題化してきつたある。

そういう中で、司法書士は不動産登記関係の当事者申請のほとんど八割ぐらいを代理している実態にござりますけれども、代理人としての職責は残念ながら司法書士法にも明定されておりませんし、ましてや不動産登記法には全く触れられていない。どこで司法書士の責任が追及されるようになってきたかと申しますと、結局登記手続について代理することという、これは業務規定でござりますけれども、嘱託人から代理権の授与がある。

その前段はいろいろ論議はござりますけれども、民法上の委任契約類似の契約ではないか。その委任契約の中からいわゆる善良なる管理者の注意義務あるいは信義則に基づきます注意義務、こういったものが出てくるであろうと解釈上考えられるわけでありまして、その辺が、現実に司法書士が代理した事件が例えば詐欺その他の事件に発展してまいりますと、受託する場合に本人の意思を十分確認したかどうかというところを非常に問われまして、不十分であれば善良なる管理者の注意義務に違反している、こういったことで損害賠償請求がされるケースが出てきているわけであります。

この前の京都の問題は、印鑑証明等の偽造に基づきまして、偽造した印鑑証明書とその実印を持つて本人があらわれて登記がえをしたわけでありまして、それが登記になつたわけですけれども、登記官についてはそこまで細心の注意をもつて偽造の印鑑証明書まで見破るなどの注意義務は課せられなかつたわけでして、ただ司法書士に対しましては、その印鑑証明なり実印を信用して保証書等をつくって登記申請をしたという背景もございまして、本人意思を確認するに専門職として不十分だったということでお責任が追及され、二千八百万円の損害賠償請求をされているわけであります。

したがつて、我々としましては、まず、司法書士法の中でも例えば登記代理権の権利義務の問題あるいは懲戒規定、そういったものを今後十分整

えていただきたいと思うと同時に、不動産登記法の中におきましても、恐らく登記にかかるうとすると人たちは、主として不動産登記法を見ましてどういう条件になつていてるかということを了知してその申請にかかるると思うわけでありまして、司法書士法までつぶさに精査されて登記申請にかかるるるという方は、一般国民の方は非常に少ないのじゃないかと思われます。今の状況を見ますと、司法書士法の中では、業として行う場合に司法書士でなければいけない、その他特段に法律に許されている人は別けれども、という規定がござりますけれども、不動産登記法の方は全く大体でも代理ができるというフリーの状態になつております。しかもその代理人の権利義務的なものも全くうたわていないわけでありまして、非常に整合性に欠けるというわけあります。

したがつて、そういう法制度的に、不動産登記の八割ないし九割を代理しております司法書士の代理権の中身についてもきちっと整えていただき、それに基づいて一般国民の方もそれに従つた形の対応をしていただくということであれば、かなり不正不実の部分がセパレートされていくのではないかというぐあいに我々は考えているわけであります。そういうことも関連しまして、先ほど申しましたようにコンピューター関係だけではなく、これから先不動産取引をめぐります国民の権利保全に登記制度がどう機能していくかなければならぬのか、そういう視点に立つて問題点を提起しているわけでございます。

まず大命題は、これはいろいろ講学上も叫ばれておりますけれども、不動産に対します物権変動の正しい実体を登記情報の中に反映させていく、そこが登記制度が担つてゐる極めて大きな社会的な命題だらうと思うわけであります。それを我々は真正の確保だとあるいは真正の担保、こういう表現をとつておりますけれども、それを確保するたために一つの手当てが必要である。その一つが先ほど申しました登記代理権についての概念の規定といいますか、あるいは法制度的な整備とい

ですか、こういったことをせひひとつ図つていただきたいということであります。

これは一つの例ですけれども、AがBに土地を売りまして、中間金を払つたり最後の残金を払つたりするのでその所有権移転登記をする期間が若干延びていたわけですね。だからさつき先生のお話にもありましたように、実体的な権利はあるいは移転しているかもわかりませんけれども、まだ登記名義は売り主のAのまま残つてゐる。その売り主Aあるいは第三者と結託したのか、あるいはBを困らせるためにやつたのか、その辺はわからりませんけれども、第三者と登記名義のAとの間に二億円程度の根抵当権の仮登記がなされた。いざ登記しようと思いましてたらそういうものがそのまま登記して、それを整理するために何がしかの失権になります。

その代理人をやつたのはだれかということを調べてみると、全く資格のない、そのお金を貸した者の従業員がこの代理人としてやつてゐる。それが見よう見まねで根抵当権登記の申請書、添付書類をつくりまして窓口に持つて来ますと、本人出頭主義という原則がありますけれども、現在の状況の中ではそれはチェックされないということで、整つておればそのままストレートに通過をし、受理され、登記が完了する、こういう非常によいウイークポイントがあるわけでございます。したがつて、その辺が整理されなければ、正しい権利変動の実体を登記情報として反映させていくということの手当てがいま一つ足りないのでないか、こういうことが言えるのではないかと思うわけであります。

それからもう一つは、登記原因証書というものが今も不動産登記法の規定で必要的添付書類になつております。しかしながら存在しない場合、あるいは提出ができない場合には申請書の副本でもよろしい、こうしたことになつておるものですから、非常に激増した

登記事案処理の過程の中においては、原因証書よりもむしろ副本でやってもらいたい、その方が調査にも便利だし登記事務の処理もスムーズに行くということで、口頭でそういう処理がされた一時期がありました。

しかし、原因証書の持つ機能を考えてみますと、どういう実体的な法律関係がそこで成立しているのか、そういったことを審査する上で非常に大事な証書でございますし、登記が済んだ後でも、例えば裁判上の争いになりました場合に一つの書証として非常に大きな役割を果たしていく、こういうような非常に大事な書類であろうというふうに我々は考えておりまして、これは私署証書でありますけれども、ぜひひとつ提出できない場合は副本というようなことをやめまして、原因証書がある法律行為については必ず原因証書を出すという体制をとっていただきたい。このことが、今までんけれども現実にはあるわけでありまして、それを防止するためにも、登記原因証書を必要的添付書類とすれば必ず整理されていくというふうに考へるわけであります。

それから、もう一つ現在の登記手続の中では正すべき問題は、例えば保証書の問題です。先ほど出ましたけれども、これもその登記所に登記した人二人が保証人にならなければいけない。ところが、不動産登記の所有が一般化しましてたくさん的人が持つということになりますと、そういう条件に合った人を探し出すということも非常に困難な状況になつておりますので、この辺については、例えば司法書士は登録という制度がございまして身分も保障されておりますから、司法書士が十分確認して保証するという道を開いても國民のためになるのではないかというようなことを提案しているわけであります。

そのほか、例えば譲渡担保の登記の問題とか、

抵当権に弁済期を入れたならばこれはいつ弁済期が来ているとかいつたことが容易にわかるとかいうことで、一応そういう見直しのことも出しておられます。

した、それがまだ登記簿に記載されない前に法務局の方に向かって片方の人が委任契約を解除してきたと言つたときに、司法書士として一体どういうふうにしたらしいのか。そこでもまた損害賠償の

印象にあるわけでございます。

につきましては権利に関する登記、この二本立て

抵当権に弁済期を入れたならばこれはいつ弁済期が来ているとかいつたことが容易にわかるとかいうことで、一応そういう見直しのことも出しておられます。

した、それがまだ登記簿に記載されない前に法務局の方に向かつて片方の人が委任契約を解除してきたと言つたときに、司法書士として一体どういふふうにしたらいいのか。そこでまた損害賠償の

印象にあるわけでございます。
私ども、これは法律制定当时に、昭和二十五年に台帳法の改正がありまして、固定資産税ですかね、税法の改正に伴つて、税務署が所管していく土地

につきましては権利に關する登記、この二本立てになったわけでございます。しかしながら、これは連係として非常に密接な關係があつて、一本化の中でもうつて連旨されているわけです。

それからコンピューターに関連しましては、今次法改正の中で乗っかっていきます以外に、先ほど議論にも出ましたような外部端末装置を条件が整つたらぜひひとつ出していただきたいというふうな問題。それから、コンピューターといいますと膨大な登記の情報管理をするわけでございますので、予期されているとおりのシステムで動いて

責任を問われたのでは大変なことになりますし、そこら辺がどうもよくわからない点がありますて、今後の課題として法律論とか実態を少し勉強させていただきたいたいと思うのですが、いろいろな問題がたくさんございます。ですから、皆さんの方の方でも遠慮しないでどんどんいろいろな要求を出していただいた方がいいと私は思います。

台帳、家屋台帳、これは台帳は税制の基礎でござりますけれども、これが登記所に移管された。その時点から、それまで税のために台帳がつくられていた、要するに土地家屋の戸籍ですね、これに該当するものが土地台帳、家屋台帳であった。それが正確性を持つていない、現地と符合しないものが非常に多いということがから、今度は、登記所

そこで、私先ほど申し上げました不動産に関する総合情報システムへの対応ということでござりますけれども、現に建設省は、国土調査地図が多くて広く使われるということを目途として、地図の上から、実際に今地図の表現を――法務省の方の不動産登記法の中では、物の特定をする機能を持つものということです。法第十七地図をもつつ

いるかどうかといったことは第三者的な機関が十分チェックするといいますか、システムを監査する体制も将来的には必要ではないかというような、将来的な展望に立ったシステム監査制度の問題。それから登記済み証の作成につきましては、コンピューターでつくろうというお話をありますけれども、先ほど申しましたように非常に大事な書類にもなりますので、ぜひ今までどおり登記簿に原因証書に登記済みの判こを押していくといふようなスタイルについていただきたいとか、そういう面をいろいろ言ってございます。

それから、土地家屋調査士会の多田会長にお尋ねしたいのですが、まず、土地家屋調査士というのはどういう仕事をやるのか、一般の人はよくわからないのですよ。表示の登記、表示の登記といふ話をされますね。表示の登記といふのは一体どういう登記なのかということ自身が、権利の移転の登記や何かとどういうふうに違うのかという点が一般の人にはよくわからないですね。そういう点を簡略に御説明願いたい。

それから、要望の中で、移記の場合に現に効力を有するものに限るのでですか、だんだん記載事項

台帳、家屋台帳、これは台帳は税制の基礎でござりますけれども、これが登記所に移管された。その時点から、それまで税のために台帳がつくられていた、要するに土地家屋の戸籍ですね、これに該当するものが土地台帳、家屋台帳であった。それが正確性を持つてない、現地と符合しないものが非常に多いということから、今度は、登記所に参りますと登記の権利の基礎になる客体である、そうした正確性を守らなければいけないということで、これをすることは特殊な技術と能力が必要である、こうした法的知識あるいは特殊技術を必要とするということで土地家屋調査士は設定されております。

これは、登記の申請につきましては税制度の中の踏襲ということで申請義務を課しているわけですね。その申請義務を課している関係から本人が申請する、所有者が申請をする義務を負う。しながら、こうした特殊技術を必要とするもので

そこで、私先ほど申し上げました不動産に関する総合情報システムへの対応ということをございますけれども、現に建設省は、国土調査地図が多目的に広く使われることを目途として、地図の上から、実際に今地図の表現を——法務省の方の不動産登記法の中では、物の特定をする機能を持つものということで、法第十七条各地図をもつて土地の位置を確定する機能を持つ画面を整備するといううことに法律はなっておるわけでございますけれども、ただ、実際には法務省でもまだ十分な整備がなされてないということから、法務省においては今その整備を、国土庁が行う地籍調査の地籍図をもつて十七条地図整備に充てているという現状でございます。

そうしたものを、これは測量にはいろいろな方法がありまして、最も正確性を持つものについては座標数値による測量ということで、実際に測量の中でもいろいろな種類がございますが、画面か

我々が一番重要視しておりますのは、第一の、登記の真正確保のためにいかにすべきか、こういう観点からの提言でございますので、立法当局におかれましても十分御勘案をいただき、また、国会におきましても御理解をいただきまして、そういう方向づけをしていただきますように心からお願い申し上げたいと思うわけであります。ありがとうございました。

を簡略にしてしまうのですから、後で調べよう
と思ってもわからないようなものが出てくるわけ
ですね。ですから、今言われた要望事項の一の問
題だとか、その他たくさんの問題があります。
それから、何か地図の情報管理の問題で、国土
庁との関係とか何かいろいろ言われましたけれど
も、具体的にどういうことなんでしょうか、御説
明を頂えればと思います。

台帳、家屋台帳、これは台帳は税制の基礎でござりますけれども、これが登記所に移管された。その時点から、それまで税のために台帳がつくられていた、要するに土地家屋の戸籍ですね、これに該当するのが土地台帳、家屋台帳であった。それが正確性を持つてない、現地と符合しないものが非常に多いということから、今度は、登記所に参りますと登記の権利の基礎になる客体である、こうした正確性を守らなければいけないということで、これをするには特殊な技術と能力が必要である、こうした法的知識あるいは特殊技術を必要とするということで土地家屋調査士は設定されております。

これは、登記の申請につきましては税制度の中の踏襲ということで申請義務を課しているわけでですね。その申請義務を課している関係から本人が申請する、所有者が申請をする義務を負う。しながら、こうした特殊技術を必要とするものであるから本人申請がなかなかできない。こうした者が利用するために土地家屋調査士制度を定めて、こうした表示登記の正確性、こうしたものを作らる。表示登記と申しますのは、権利の登記の基礎になる物が、権利の登記があつても物の特定がなされない、そこで表示登記において権利の客体とするものを明確に公示をするという表示登記という制度が、これは台帳一元化は二〇〇一年五月三十

そこで、私先ほど申し上げました不動産に関する総合情報システムへの対応ということでござりますけれども、現に建設省は、国土調査地図が多目的に広く使われるということを目途として、地図の上から、実際に今地図の表現を——法務省の方の不動産登記法の中では、物の特定をする機能を持つものということで、法第十七条各地図をもつて土地の位置を確定する機能を持つ図面を整備するといううことに法律はなっておるわけでございまして、それども、ただ、実際には法務省でもまだまだ十分な整備がなされてないということから、法務省においては今その整備を、国土庁が行う地籍調査の地図をもつて十七条地図整備に充てているという現状でございます。

そうしたものを、これは測量にはいろいろな方法がありまして、最も正確性を持つものについては座標数値による測量ということで、実際に測量の中でもいろいろな種類がございますが、図面から読み取って数値を表示とするというようなものもありますし、こうした数値とそれから実際の図面によって見るもの、こういうものは一般国民の手で見えてくると、目で見えない数値であらわすもの側からすると、目で見えない数値について理解できないということから、十七条地図で図面をもつて表示をしている。内容的なものは運用の中で現地において確認をした数値によつて是れの位置をとらせる機会を持つ、こういふ

○福葉(誠)委員 今、会長は京都の例を言われましたが、私の言つたのは大阪の例なんです。ほかにもありますから、それはきょう午後ずっと聞きたいたいと思つております。

それから問題になりますのは、これは民法百八条の双方代理の規定の例外になるわけですね。双方代理でやるわけでしょう。委任契約ですね。委任契約では何ときでも解除できるわけですね、民法では。そうすると、受けた場合に、法務局へ出

○多田参考人　ただいま御質問になりました調査士業務がよく理解されていないことですが、私ども、常にPRということで調査士業務に對する理解ということを非常に求めているわけでござりますけれども、なかなか国民に対しては、言葉の上でも非常に、土地家屋調査士は一体何をやるのだろう、勝手に人のところの調査をしたりする、何というか財産調査とか、よく言ういろいろな資料づくりのようなものをするというようないい

レジストリが、これは古く一テイは三十九年ですか、新たに設定をされた、こういうようなことがありますね。

て現地の位置を定める機能を持つ。こういふふうになつてゐるわけですが、建設省では今までつくられたすべてのものを図面の上から数値を読み取つて、それをコンピューターに入れて情報を提供する。今法務省の方で考えております不動産に關する総合的情報システムは、先ほど星野先生が言われた、情報が一貫した中でやられるのであればそういう問題は起きませんけれども、行政の中でも建設省から出されるもの、あるいは国土省から出されるもの、法務省から出されるもの、いろい

るなものが錯綜して、私ども考えておりますのは、要するに境界が一番問題になるわけですが、境界を明らかに現地に復元できるよう、指示できる要素を持たなければならないということです。境界に対する理論と申しましょか公法上の境界、要するに登記権利に守られる境界といふものは登記をされて初めて第三者への対抗要件ができるということで、そうしたものが統一された中で今後考へて総合的情報システムの対応をしてまいりたい、そういう意味でございますので、よろしくうござりますか。

○戸沢委員長 中村巖君。
○中村(巖)委員 参考人の先生方にはお忙しいところを本委員会に御出席を賜りまして、御意見を開陳していただきまして大変ありがとうございます。御意見も大変明快でござりますし、また、他の同僚議員も既にお尋ねをいたしましたので、余りお尋ねすることもないのですけれども、簡単に少し聞かせていただきたいと思います。

最初に星野先生に、ちょっと先生のお話の中にプライバシーのことが言及されましたけれども、登記に限りませんで、コンピューター化というかコンピュータリゼーションというものをやりますとプライバシー保護の問題に触れてくるところがあるわけでございまして、端的に言えば、登記の場合でもコンピューターであるがゆえに簡単に名寄せができてしまふ、こういう問題も起るわけでございまして、それなりにプライバシーの保護というような問題を考えておかなければならぬだらうといふふうに思つてます。

○星野参考人 お答えいたします。
今日は名寄せはやらないということをさしあた
りプライバシーの問題は対処できていると思いま
すけれども、実は先ほどもちょっと触れましたよ
ただきたいと思います。

うに、フランスにもありますように、名前を見ればその人の持つております不動産が全部出せるというシステムでございますね、これがいいかどうかはいろいろな意味でぐあいが悪いという場合もあるわけでございますから、この辺の調和というまことかといふことはなかなか難しい問題かと思います。さしあたり、特に日本の場合にはプライバシーの関係でこれはやらない方がいいという意見も強かつたと思いますが、若干今のところは疑惑を持つておりますのだから、私自身もこれでよろしいと思っておりますが、先ほど来お話しの長期的な見地から申しますと、どちらがいいかどりうのはかなり問題があるうかと思います。現にフランスでそのようにやっておりますが、これもちょっと余計なことを申すかもしれませんけれども、フランスではフランス民法に一八〇四年のころにはこの百七十七条に当たる条文がなかつたのです。それは、実は登記に対する非常な反情がございまして、その一つの理由が実は今の点だつたのでございますね。プライバシーという言葉は当時はなかつたかと思ひますけれども、これは非常に変な話で、貴族なんかが革命で非常に困りまして、土地にたくさん抵当権がくつついでいる、それが見られるのが嫌だということで一括して不動産登記制度そのものに反対し、かつ不動産登記を対抗要件にするということ自身に反対してしまつた、そういう歴史があるようでございます。

したがつて、これは既に百何十年前から問題になつてきたことなんですかれども、逆の点から申しますとある意味では非常に便利だということもあるわけですが、できてしまふ、こういう問題も起るわけでございまして、それなりにプライバシーの保護というふうな問題を考えておかなければならぬだらうといふふうに思つてます。ところが一方で、科学技術といふもの時代の趨勢であつて、必然的にある時期にはやらなければならぬことだらうといふふうに思つておられます。ところが一方で、科学技術といふものは日進月歩でございまして、いろいろ先を見通すと、将来コンピューターそれ自体がどうなつてくるのだろうかみたいなことがあると思ひます。そういうことを考えて、現在やろうと思つておる仕事をやるということについては、これはある意味でなければならぬことだらうといふふうに思つておられます。ところが一方で、科学技術といふものは常に進歩でございまして、いろいろ先を見通すと、将来コンピューターそれ自体がどうなつてくるのだろうかみたいなことがあると思ひます。そういうことを調べたいというのは、一般的には債権者となろうとする者にとっての強い要求だらうと思われます。ある意味では、それができますと非常に便利になるということはあります。しかしながら、その点に関する先生の御意見を若干敷衍してお話をいただきたいたいと思います。

そこで、大変漠然とした話で申しわけないのであります。私は先ほども意見で申しましたけれども、それとも、登記のコンピューター化そのものがこれからスタートいたすといたしましても、十五年あるいは二十年からなければならない仕事、事業でございます。その間に今のこういうシステムの中に出でたらその方々にお任せして、またコンピューターはやらないでもいいわけでありまして、スーパーマンが生まれまして、登記情報をそらんじてしまうという人がたくさん世の中に出でたらその方々にお任せして、またコ

使えばよろしい、そういうふうに柔軟に考えておられます。

それから二番目の、安全性のことに関しては非常に安全になると申し上げたのでありますけれども、内部的な人たちが、内部犯罪といいましょうか、そういうことがあった場合にはこれは非常に脆弱なものとなります。逆にシステム内部に精通している者が情報の変更等をやりますと、何せ媒体が電子的なものでありますから、破壊の及ぶ範囲というのは非常に多くの可能性がありますので、この面に關しましては、コンピューターを使う側の管理体制というものをきちっとつくる必要があると思う。先ほど、参考人のどなたかがシステム監査というようなことをおっしゃったかと思いますが、私はそういうシステム監査が内部的にちゃんとあるべきである、そのように思つております。

それから、ハッカー等の件に関してでございますけれども、先ほど私は司法書士等の事務所の方に主に閲覧を目的とする端末というのは持ち込むことが可能だというふうに申し上げましたけれども、その場合にはハッカー等のおそれは絶対にございません。それは、ハッカーの場合は、その端末からプログラムを作成する能力というか、かなりシステムに關係の深い情報を見るような、そういうプログラムを起動する能力をもっているわけですから、閲覧を目的とする場合には、もともと端末を立ち上げたときにできる能力には限りがありますが、ハッカー的なところに進むことはまずできないようになつておりますので、その場合には心配はございません。

以上でございます。

○中村(慶)委員 次に、牧野先生、多田先生にお伺いをするわけでありますけれども、牧野先生は先ほどのお話の中で、こういふうにシステムがブックシステムからこういうシステムに変えられたときに、司法書士全体に対してもうどういう影響が

あるかということは必ずしもわからないのだといふふうにおっしゃつておられるわけですけれども、外部端末機の話もありましたけれども、外部端末機が司法書士さんのところあるいふうなシステムになったときに何か危険性を感じておられないのかということをお伺いをしたいと思つております。

先ほどの話に外部端末機の話もありましたけれども、外部端末機が司法書士さんのところあるいふうなシステムになったときには心から望みますし、お願いをしている、こういふふうなシステムになつたときに何か危険性を感じておられないのかということをお伺いをしたいと思つております。

とお伺いをいたします。

○牧野参考人 コンピューターの問題は、かなり危惧がおありになるかならないかということについてお伺いをいたします。

論争されまして、十年近くたつておるわけでございますけれども、当初はやはりコンピューターによつて物すごく事務が合理化されまして、今まで登記事務で扱つて登記事務所の人的な余裕がたくさんできまして、窓口サービスが徹底をして、それによつて司法書士という職能の介在する余地がなくなつてくるのではないかというような、非常に短絡的なといいますか、そういう危惧があつたことも事実でありますし、それから、第一回目の本委員会において今後登記事務それ自体の内容はこのままでいいかどうかということも検討に値する問題だと思いますが、このままではございませんけれども、今後はコンピューター化に關する問題に限定して改正だ、そういう印象で理解をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○中村(慶)委員 終わります。どうも大変ありがとうございました。

○戸沢委員長 安藤巖君。

○安藤委員 参考人の方々御苦労さんでございま

す。共産党の安藤でござります。先ほど来いろいろ貴重な御意見を承りましてありがとうございます。

まず最初に星野先生にお伺いをしたいと思うのですが、このたびコンピューター化によりまして、Aという管轄のところに住んでる人がかかるBという管轄の登記所の管轄の土地あるいはその他の不動産についても今度は登記事項証明書と

いうのですが、そういうのがとれる、そういう点

では非常に便利だということがうたわれておるの

ですが、こういう利用度といいますか、これは一

般の国民にとって相当高度な利用度というのがか

ら取られるだろうかとちょっと疑問に思つのです

が、その辺は先生の学者としての御研さんの立場

うといふあいに考へるわけあります。したがいまして、その辺に焦点を合わせた法制度的な確立といいますか、整備といいますか、それを我々は心から望みますし、お願いをしている、こういふことでございます。

○多田参考人 私ども日本土地家屋調査士会連合会といつては、非常に長い期間法務省といろいろ話をいたしまして、さらに私どもいろいろ

な非常に緻密な計算をするのですから、すべてがコンピューターを活用しているのです。そうしておられないので、このような場合に例えば抵当権の中から、コンピューターによる入力時点での管理ができれば正確性についてはある程度確保できるのであります。そうした理解の中で、今後について問題になるのは閲覧制度が面倒になることと、それから地図の問題がどうしても何らか手当をしないと調査士制度そのものの本来の業務が正確に行えないということはござりますけれども、今後の改正の問題として考えていくといふことで、今回についてはコンピューター化に關する問題に限定して改正だ、そういう印象で理解をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○中村(慶)委員 終わります。どうも大変ありが

とうございました。

○戸沢委員長 安藤巖君。

○安藤委員 参考人の方々御苦労さんでございま

す。共産党の安藤でござります。先ほど来いろいろ貴重な御意見を承りましてありがとうございます。

まず最初に星野先生にお伺いをしたいと思うのですが、このたびコンピューター化によりまして、Aという管轄のところに住んでる人がかかるBという管轄の登記所の管轄の土地あるいはその他の不動産についても今度は登記事項証明書と

いうのですが、そういうのがとれる、そういう点

では非常に便利だということがうたわれておるの

ですが、こういう利用度といいますか、これは一

般の国民にとって相当高度な利用度というのがか

ら取られるだろうかとちょっと疑問に思つのです

が、その辺は先生の学者としての御研さんの立場

からどのようにお考へでしようか、お伺いしたい

と思います。

○星野参考人 お答えいたします。

実は学者としてこうしたことにはやや疎い方で

ございまして、実務家の方の方がよく御存じかと

思いますが、私の非常に狭い経験から申しま

す。と申しますのは、ちょっとお恥ずかしいの

ですけれども、私も地方にちょっと土地を持った

うのならまだ話もいいのですけれども、それほど

うのならまだ話もいいのですけれども、それは

土地が無い場合に例えば抵当権をつけたような

ことがあります。と申しますと、このよ

うな場合に例えば抵当権をつけたような

ことがあります。と申しますと、このよ

書ですか、そういうのもボタンを押して簡単にできるようになるのか。

○穂廣参考人 四点ほどあつたかと思ひます。
まず最初の、名寄せが簡単かどうかと、うごとに
きましてもそういうことはないというふうにおつ
しゃつたのですが、相当精巧なそういうこともで
きるような機械を備えつけて、もともとそういう
読み取りのためではあるけれども、読み取りもあ
ちらんできますから、より高度な操作ができるよ
うな機器を備えつけていろいろな操作をやるとい
うことになれば、不法侵入ということもできるよ
うになるのかなという気がするのですが、その危
険はないのでしょうか。まずこの点をお伺いした
いと思います。

くという場合には別途需要の調査等がなされなければならない。かつ、これは一たん機械を入れてしましますと、その分についてはメーカーにお金を払わなければいけないです。たくさんお客様が来るだらうと思って開店したところが実はお客さんが来なかつたということになりますと、これは予算のむだ使いになりますので、そういう意味で、需要予測といいましょうか、その辺が別に難しい問題にならうかと思います。

それから、要約書等も簡単かということ、これまた今と同じことでございまして、回線等に余裕を持たせればそれは技術的には可能あります。ただし、その回線等をNTTから借りたときにやはり月に幾らかのお金を払わなければいけないわけでありまして、費用との勘案で決められるべきことかと判断いたしました。

それから、先ほどのハッカーの件でございますけれども、これは内部に協力者がいない限りは絶対にできないです。そういうことでございます。

○安藤委員 次に、牧野先生と多田先生にお伺いしたいのですが、今度はコンピューター化によって閲覧は要約書をもらう、謄抄本は登記事項証明書を発行してもらう、こういうことです。何か手数料が今までの謄抄本をもらうよりも上がる、いいと思うのですけれども、その点について先ほど多田先生でしたか、謄抄本の関係で、聞き間違いだつたらお許しいただきたいのですが、昭和六十二年度で五億二千万件ですか、あるというふうにおっしゃったのですが、これは相当な全体の額ですけれども、こういう手数料の増額という点についてははどういうふうにお考えになっておられるのでしょうか、まずお伺いしたいと思います。

○牧野参考人 連合会からは民行審の委員に出まして、いろいろコンピューター導入に関連した諸問題について意見を申し述べました。その中の一

つで、例えば要約書につきましては從来の閲覧にかかるものであるのでなるべく詳しい情報を出せますように配慮してもらいたい、詳しい情報を出すためにはそれらの入力をしなければいけないわけですね。したがって、お金との絡みの中で現に効力を有する事項を中心にコンピューターの中に入力していく、こういう方向の答申が出たわけになりますけれども、我々の希望としましては、少なくとも登記簿の記載事項といいますのはその物件の一つの歴史でございますので、特に所有権等につきましては少なくとも十年かそこらくらいかかるばつた形で調査できるような入力をしていただけないものであろうか、こういうような希望を出したところでございます。

ところが、それに対してはそれ相当の入力の経費が要るという金の絡んだ問題になつてくるわけでありまして、今度のコンピューターシステム化につきましては受益者負担という大原則が立てられておりまして、特に乙号収入を中心にしてコンピューター経費を見ていく、若干甲号経費も入つていくことになると思いますけれども、そういう体制の中で我々がそういう余分な入力を要すればそれなりにまた経費がかさむから手数料を上げなければいけない、こういうことになつてくると思いますけれども、これは国民のために余り好ましいことではないと思っております。したがいまして、その辺の接点をどこに求めるかが問題でございますけれども、單に乙号収入だけを中心とした財源によってコンピューターシステム化をしていくということでなしに、いわゆる甲号事件の登録免許税収入というものは莫大なもののがござりますので、その辺も、これは登記事務システムの問題ですから、国会の方の御配慮を煩わしまして、どんどん甲号収入もつぎ込んでいただきたい、國民のためになるコンピューターシステムが完成しますように御配慮をいただきたい、こういうふうに思つています。

○多田参考人 先生の御質問、もつともなことでですね。國民の側からすれば負担のかからないこと

が最もいいということは言われるわけですねけれども、このコンピューター化がそうした登記情報を探提供するということで国民に大きなサービスを提供するということになるわけでございますけれども、そういうことになるわけでござりますけれども、その財源をどこへ持つてくるかといったしますと、一般制定されました登記特別会計法ですか、これに基づいて乙号事件の手数料を特別会計によつて行う、これを財源として登記のコンピューター化を進めている状況でござります。

こうした中、登記制度で一番おくれているのは地図の整備がなされていない、要するに登記はなされたあるけれども、物を特定する機能を持った性格になつていません。そうしたことから地図整備について非常に関心を深めているところでございまして、そうした財源の確保を図りながら登記制度の充実のための方策を考えてほしいということをございまして、これについては、なるべくそういうふた財源を確保しながら登記制度の充実強化に効果的に機能してほしい、こう思つておるわけでござります。よろしくお願ひします。

○安藤委員 最後にもう一つ牧野先生にお伺いしたいのですが、先ほど閲覧の関係については要約書を交付してもらうということでお要求は実現をしましたというふうにおっしゃってみておつたのですが、今おっしゃいましたように、移行のときに現在の効力を有する部分だけ、特に甲区の場合ですと現在の所有権者だけ、前のは全然なくなるわけですね。だからこれは閉鎖の方で簿冊を見てもらえればいいというようなお話を伺っているのですが、そういう点については、現在効力を有するものだけしか移行しないという点について、閲覧をする場合、今度は要約書ですから、そういう点についていろいろな御不便をお感じになるというようなことはございませんでしようか。

○牧野参考人 従来ですと、登記簿を一冊出していただければ、その一物件についての大体の状況はわかつたわけです。今まででも、例えば粗暴移記の閉鎖とかなんとかで、過去の登記事項が閉鎖に入つてはいる場合もありましたので、その場合は

両方見なければいけないということもございました。今回は、主として移行された現在状態におきまして、現在効力を有する事項だけしかないわけです。不動産取引というそういう重要な権利変動にかかわります物件調査の場合は、現在事項証明だけでは、あるいは要約書だけでは役に立たない、どうしても閉鎖登記を見て過去からやはり精査していく必要がある、こういうことで要約書についての手数料、それから閉鎖登記簿についての手数料、これは二つ負担をしていただくということにならざるを得ないのでないのではないかと思うわけあります。したがって、できればなるべくたくさん的情報を登記簿の中にも入れていただきたい、こういうのが我々のお願いでございます。

○安藤委員 どうも先生方、いろいろありがとうございます。ございました。これで終わります。

○戸沢委員長 以上で参考人に対する質疑は終りました。

参考人各位におかれましては、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げました。この際、暫時休憩いたします。

午前十一時二十二分休憩

午後一時二十四分開議

○戸沢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。稻葉誠一君。

○稻葉(誠)委員 不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案について質問をいたしました。

この前、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律というものが通ったわけです。この法案について、附帯決議が衆議院でされているわけです。これについて、そ

の後の履行状況等を中心にお聞きしたいと思うのですが、

政府は、本法の施行に伴い、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 電子情報処理組織を全国の登記所に設置し、登記事務の円滑な処理を図るために長期的・総合的計画を速やかに樹立するとともに、登記業務の充実に必要な予算・人員の確保、施設・設備の整備、職員研修の充実につき遺憾なき期すること。

それが第一ですね。それでお聞きするわけですが、まず、変なことを聞くのですけれども、電子情報処理組織というのは何なんですか。こういう言葉を初めて聞くのですけれども、このときに聞いたのですが、これはちゃんと法律用語として確立しているのですか。

○藤井(正)政府委員 俗に申しますとコンピューターでございますが、法律上は電子情報処理組織という日本語が用いられているようございます。道路運送車両法など幾つかの法律でもてこういう言葉が用いられておりまして、この法律もそれに倣つたわけでございます。

○稻葉(誠)委員 コンピューターと電子情報処理組織と違うというのじゃないですか。これはどうなんですか。

○稻葉政府委員 コンピューターという言葉を用います場合に、どういう意味内容で使つているか

といふことによりますけれども、電子計算機というハードと申しますか、その機械のみをいうような語感がするわけでございます。ところが、この電子情報処理組織というのは、ハードとそれを動かすところのソフトを含めた一体的なシステムという意味でこういう言葉を使つてゐるわけでございます。

○稻葉(誠)委員 そこで、長期的・総合的計画、これはどこにあるのですか。

議でこのような趣旨が議決をされまして、法務省におきましては、円滑化法五条の規定によつて、昭和六十年九月に民事行政審議会に対しまして法務大臣から諮問を発しました。電子情報処理組織を用いて登記を行う制度の導入に当たり留意すべき事項について答申を求めたわけでございました。昨年十月にその答申が得られました。それに基づきまして今回の法案を提出させていただいたわけでございますが、法務省としましては、この答申を踏まえまして全登記所の事務をコンピューター化するための長期的・総合的計画の樹立に鋭意努めているところでございます。さきに、昭和五十三年に法務局を整備強化するための総合計画というものを樹立いたしておりましたが、電子情報処理組織による登記を実現するという新たな事態を迎えるための長期的視野をこの観点から見直して、計画を長期的視野に基づいて今後意策定をしているところでございます。

○稻葉(誠)委員 長期的・総合的計画があつて初めて今度の法案が出てきたというならわかるわけです。長期的・総合的計画というのは今策定中だというのだから、結局できないわけですね。それでなぜ今度の法案を急いでやらなければならぬかといふところが一つの問題点になるわけですが、それどころかそれはそれとして、長期的・総合的計画といふのは具体的にはどういうことを言つてゐるわけですか。まず、長期的というのは具体的にどういうことなんですか。

○藤井(正)政府委員 登記事務につきましては、先生御承知のように戦後一貫して非常な事件増に見舞われております。今まで百年にわたりまして登記簿といふ簿冊を用いて登記事務処理を行つてまいりました。これまでの物的、人的施設のものでですけれども、それはもう少しわかりやすく、縦の線、横の線、これを御説明願えませんか。

○藤井(正)政府委員 先ほど申し上げました法務局を整備強化するための総合計画と申しますのは、法務局において所掌いたしております登記をはじめ戸籍、国籍、供託、訟務、人権擁護といった各般の事務を総合的、一体的に遂行するために、法務局としては今後どのような施策に基づいて、

点から登記事務の迅速かつ円滑な処理を図らなければならぬ、そういう意味合いにおきまして、将来の長期的展望の上に立つて、この際ブックシステムから解放された新しい登記事務処理形態を求めるべきではないというふうに考えて、登記事務のコンピューター化ということに踏み切りたい、こういうふうに考えておるわけでございます。それで、今策定中だというのでしよう。それで、一体どういういろいろな問題点がある、それをどういうふうに長期的にやっていこうとするのか、そういう点がどうもよくわからないのです。早晚簿冊主義が行き詰まるという意味の話ですが、決して言葉じりをとらえる意味じやございませんけれども、そうすると、現在は行き詰まつてないということですか。それが一つです。まあ、どうでもいいよなことですけれどもね。

长期的というのはどういうふうに長期的なのか。长期的というのはいわば縦の線ですね、総合的というのは横の線だ、こう思うのですが、それどころかそれはそれとして、長期的・総合的計画といふのはどういうふうに理解して、どういう点が問題なのでどういうふうに段階的にやつていこうとするのかとかなんとかという計画がある程度あつて、そして今度のこの法案が出てきたというのなら私もわかるのですが、それがあるようないようない、どうもはつきりしない点があるようになります。ですから、どうもはつきりしない点があるようになります。それで、そこはもう少しわかりやすく、縦の線、横の線、これを御説明願えませんか。

○藤井(正)政府委員 先ほど申し上げました法務局を整備強化するための総合計画と申しますのは、法務局において所掌いたしております登記をはじめ戸籍、国籍、供託、訟務、人権擁護といった各般の事務を総合的、一体的に遂行するために、法務局としては今後どのような施策に基づいて、

たものでございまして、かなりの期間をかけてその計画を練り上げたわけでございますが、折しも財政の窮乏の時期に立ち至りまして、予算面あるいは人員面でもその計画の実行が思うに任せない、こういう状況になっております。そこで、このコンピューター化の時代に合わせまして、全体的にもう一度見直してみたい、こういうことでござります。

その五十三年の総合計画におきまして、既にその当時法務省民事局におきましてはコンピューター化の計画を持ちまして、その研究開発に着手をしていました時期でございますから、その中にも既に一項目は設けまして、将来の方向は示しておきました。しかし、いまだ開発の途上でありましたから、極めて大まかなものであったわけでございます。それを今回さらに具体化し、計画としてはつきりしたものにしてみたいというふうに考えて鋭意やつしているところでございます。

○稲葉(誠)委員 各般の事務といふと、それ全体を見直すのですか。コンピューター化といふのは、登記だけの問題なんですか。戸籍の問題その他ございますね。人権の問題はちょっと無理かもわかりませんが、そういうものもコンピューター化といふことのジャンルに入るのですか、入らないのですか。どうもよくわかりませんが、どういうことなんでしょうか。

○藤井(正)政府委員 今私どもが当面求めておりますのは、登記事務の電算化でございます。

○稲葉(誠)委員 それはわかるのですけれども、民事局のいろいろな仕事があるでしょう。そうすると、例えば人権の問題などをコンピューター化するといったて、とてもできる問題ではないと思うのです。供託もあるいはできないかとも思いますが、戸籍の問題などは、場合によつてはできないことはないような気もするのですがね。わからないですよ。わかつて聞いているのじやないですかね。わからないから聞いているのですから。そうなつてくると、今局長は各般の事務につい

てと言われたものだから、それでは各般の事務といふのは一体どうなつてきて、それの中でコンピューターになじむものとならぬものとがあるにあります。そこで、なじむものは一体何なんだろうかというようだらう、常識的にこう考えられますね。そうすること、なじむものがちょっと頭にきたものですから、ちょっとお聞きした程度の問題です。

○稲葉政府委員 先生御案内のように、法務局の所掌事務のうち登記の占める位置は非常に多くございます。そこで、七割を超えております。そして、組織全体として私ども登記事務をやっておるわけですが、その登記事務の中で大きな変革が起りますと、それがほかの事務処理体制にも影響を及ぼす、あるいは組織全体に影響を及ぼす、そういう中で、登記だけではなくて、ほかの事務を含めてどういうふうにやっていくことが効率的、かつ職員の立場からあるいは国民の立場から見直すまいといつておるわけですね。そこから見直してまいりたいということでござります。

この登記のコンピューター化一つとっても、二十一世紀までかかるという長丁場の仕事でございますし、そのでき上がった姿というものとその途中での体制というものが変わってまいります。そして、それに必要な人員をどういうふうにして捨てるかというようなことについてもいろいろ考へなければならぬわけでございまして、そういうでき上がりの姿を想定しながら計画を策定している、そういうことでございます。

○稲葉(誠)委員 このときに、十年間でたしか千八百億といふような経費がかかるとかという説明するといつたて、とてもできる問題ではないと思うのです。供託もあるいはできないかとも思いますが、戸籍の問題などは、場合によつてはできないことはないような気もするのですがね。わからないですよ。私もわからぬから聞いているのですよ。わかつて聞いているのじやないですかね。わからないから聞いているのですから。そうなつてくると、今局長は各般の事務につい

れではなくて、基本的には全局やるということになります。そして、それに対する費用は五千億を上回るのではないかというような試算になつております。

○稲葉(誠)委員 そうすると、千八百億というのではなくて五千億であります。それで、これは現在はもう不要になつたというか、廃止されたのか、計画内容が全然違うというふうに承つてよろしいのですか。あれはたしか十年計画だったですね。今度の場合も一応十年計画といふことでいくのですか、いかないのですか。

○稲葉政府委員 それは現在のところでは御破算になつたというふうに御了解いただいて結構でございます。現在の計画では、前から申し上げておきますように、大体二十一世紀までということになりますので、今が一九八八年でございますから、十二年ぐらいはかかるということでおさいます。

○稲葉(誠)委員 そこで問題になつてきますのは、五千億という数字が今出ましたね。一体それはどこからどういう形で出てきた数字なんですか。これはわからぬんですね。今言われたでしょ。言われた以上は根拠がある程度なきやならぬわけですね。厳密な根拠というのではなくか難しいと思いますよ。こういうことですから。しかし、それはある程度のあれば必要なんじやないですか。

○稲葉政府委員 これは、現在板橋でやっておりまますパイロットシステムというのがござります。そこで、登記簿冊からコンピューターにデータを移しかえるという作業をやっておりますが、その費用とかあるのはコンピューターの運用コスト一千億でござります。

○藤井(正)政府委員 登記特別会計では、特別会計に組み入れられております歳出予算は、これが方が悪いのか、理解の仕方が悪いのかわかりませんけれども、それが十年間もかかつてどうして五千億で済むのですか。私の理解の仕方が足りないのかもわかりませんよ。

○稲葉(誠)委員 登記特別会計では、特別会計に組み入れられております歳出予算是、これは登記に関するすべての費用でございます。この中で、コンピューター化のために要する経費というものはこの中の一部でございます。

○稲葉(誠)委員 だから、コンピューター化に伴う経費というのほどのくらいですかと私はお聞きしているわけなんです。ということは、一千億といふようなものは日進月歩で変わつておりますので、どのぐらいのところになるかということはわからないわけではござりますが、一応移行のためにはかかる費用等を現在の時点で考えてま

と、大体それぐらいになるのではないかということとでございます。

○稲葉(誠)委員 その五千億というのは、全国の登記所を全部電子情報処理組織ですか、する場合にかかる何の費用なんですか。

○稲葉(誠)委員 移行経費と、それから完全に終わまでの運用コストと申しますか、コンピューターを導入して、そしてそれを動かしていくための費用、それを全体として五千億を超えるというふうに申し上げておるわけでございます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、登記特別会計が一般的会計から導入しているのですか。そこら辺のところは現在はどうなつてているのですか。

○藤井(正)政府委員 登記特別会計では、歳入といたしまして登記手数料がございますが、これが大体三百九十億でございます。それに一般会計から繰り入れがございまして、その他がございまして、六十三年度の特別会計の予算規模は大体一千億でございます。

○稲葉(誠)委員 毎年一千億であつて、私の聞き方があつて、私が悪いのか、理解の仕方が悪いのかわかりませんけれども、それが十年間もかかつてどうして五千億で済むのですか。私の理解の仕方が足りないのかもわかりませんよ。

○藤井(正)政府委員 登記特別会計では、特別会計に組み入れられております歳出予算は、これが登記に関するすべての費用でございます。この中で、コンピューター化のために要する経費というものはこの中の一部でございます。

○稲葉(誠)委員 だから、コンピューター化に伴う経費というのほどのくらいですかと私はお聞きしているわけなんです。ということは、一千億といふようなものは日進月歩で変わつておりますので、どのぐらいのところになるかということはわからないわけではござりますが、一応移行のためにはかかる費用等を現在の時点で考えてま

は四十八億でございます。

○福葉（誠）委員 そうすると、このあなたの方からお話をうながすと、な問題がずっとありますね。いろいろな説明がずっとありますね、「今後の検討課題」というのがあるでしょう。ここで「以上のほか、これに付帯して、登記情報利用手数料収入以外のコンピュータ化のための財政的基盤の整備及び不動産登記に関する総合的情報システムへの対応について今後検討すべきである。」こういうふうになつてますね。

そこで、問題は、登記情報の利用者、いわゆる乙号というのは謄抄本の交付の問題でしよう。それだけでは足りなくなつてくるのじゃないですか。

全国的規模でコンピュータ化を推進していくためには、これらの利用者に更に重い負担を求めなければならない事態も予想される。一方、直接的には、登記情報の公開の面に現われると考えられるが、将来登記の申請者（いわゆる甲号利用者）の側にも、事務処理の迅速化及び精度の向上等のメリットが還元できる可能性が十分にある。

したがつて、今後、コンピュータ化が登記制度の利用者にもたらす影響を慎重に見守り、乙号利用者の負担の状況、コンピュータ化のメリットの還元の状況等を勘案して、甲号利用者にも相応の負担を求める等コンピュータ化推進のための財政的基盤を整備強化する方策を検討すべきである。

こういうふうになつていますね。これは結局、乙号だけではなくて甲号の利用者にも負担を設けるということですね、これを見ると検討課題にはなつていますけれども。

私が疑問に思いますが、乙号の手数料といふものと甲号のあれとは全く違うでしょう。片方は税金でしょ。片方は手数料でしょ。税金からこれを貰うということになると、新たな立法が必要

要なんじやないのですか。私はよくわからないのですよ。よくわからぬから聞くのですよ。この言つてゐる意味はどういうことなんですか。具体的にどういう数字が出てきてどうなるのかといふことが一つと、それから同時に、新たな立法なり予算措置、予算措置はもちろん必要だと考えられます。が、新たな立法か何かも必要なではないだらうか、こう思うのですから聞いているわけです。

○藤井(正)政府委員 登記事務のコンピュータ化によりまして、当面、非常にメリットが大きいのは乙号事務であると考えられます。現段階におきましては、その最もメリットが大きいと思われます乙号事務から生じますいわゆる乙号手数料、これをもつて特別会計における歳入の主たる財源とする、こういうことで進められているわけでござります。

しかし、コンピュータ化による効果といふものは、単に乙号事務だけに限りませんで、確かに甲号事務についてもある程度の効果が生ずることは間違ひございません。そういう観点から申しますと、乙号利用者の手数料のみをもつて登記事務全体、つまり甲号、乙号全部の費用を賄うといふことになりますと、負担の公平という面からいふと確かに若干問題はないわけではないと思ひます。

そこで、この答申に出ておりますが、「甲号利用者にも相応の負担を求める」、こういうことが考えられるわけでございます。その方策としてはいろいろあるかと思ひますが、これは何分にも国の財政制度のあり方に關係してくることでござりますので、この答申に指摘されておりますような状況も勘案しながら、関係省庁と十分協議をしていきたいと思っております。

現状では、先ほども申し上げましたように、特別会計における歳入は手数料のほかに一般会計からの繰り入れがなされておりまして、半分以上が繰り入れでございます。これなどはやはりその方策の一つというふうに考えられるのではないかと思ひます。

○稻葉(誠)委員 今乙号の手数料ということは法律で決まっているのですか、政令で決まっているのですか、省令で決まっているのですか、何で決まっているのですか。

○稻葉(誠)委員 手数料をいただくということ 자체は法律で決まっておりますが、額は政令で決まっています。

○稻葉(誠)委員 それで、今幾らになつているのですか。

○稻葉政府委員 謄抄本の交付手数料が四百円、閲覧費が二百円でございます。

○稻葉(誠)委員 それが、この法律が通つてコンピューター化が進むに従つて、まず乙号の手数料はどういうふうに変化するのですか。どの程度いくということなんですか、今考へているのは。その辺がわからなければ全体の計画が出てこないでしよう。

○藤井(正)政府委員 今後コンピューター化の計画を進めていく上におきまして、受益者負担の観点から乙号手数料について若干の増額を考えなければならぬことは思つております。しかし、現段階ではまだそこまでには至つていないのでございまして、これにつきましては早晩その時期が参ると想いますが、いろいろなコスト等の積算をいたしました上で手数料の増額を考えるという段取りにならうかと思います。

○稻葉(誠)委員 早晚の話じゃなくて、この法案が通ればあなたの方はすぐやるのでしょう。やらなければ、全体としての計算ができるこないのじゃないですか。法律を変えなければいけないのじゃないですか。ここにおっしゃつてある意味は、それを上げるのでではなくて一般会計からの繰り入れをふやすというだけの意味ですか。甲号の登録税か何えはございません。

○稻葉(誠)委員 甲号の方は、これは税金ですね。そうすると、これを上げるときはどうするのですか。法律を変えなければいけないのじゃないですか。ここにおっしゃつてある意味は、それを上げるのでではなくて一般会計からの繰り入れをふやすというだけの意味ですか。甲号の登録税か何

か、あれもふやすという意味ですか。それだけでは賄えないという意味ですか。ここら辺のところはどうなんですか。

○稲葉政府委員 この答申の趣旨は、今申し上げたような五千億円という額でございますと多分乙号手数料のうちで賄える見込みが非常に強い。しかし、今後の物価の変動の過程とかいうことで、乙号手数料、乙号といいますか、謄抄本の閲覧、交付手数料等をそんなに上げられないということを考えられるわけでござります。そんなにどんどん上げられない、つまり値上げができるないということ態も考えられるわけでございまして、その場合には、メリットがどういうふうになつてあるかという負担の公平、つまりそういう事態というのは要するに謄抄本にそんなに高い金を払うのはちょっとおかしいのではないかという国民の声だらうと思います。その場合には、しかしコンピューター化はやらないとすれば、それはどこから出すかということになるわけでございます。

それで、現行制度の予算の立て方と申しますのは、先ほど来申し上げておりますように、このコンピューター化による利益というものは主として登記情報の公開の面に及ぶということで、手数料収入によってコンピューター経費は賄うという仕切りができるわけでございます。一応割り振りとしてはそういう仕切りになつていて。つまり、仕切りの上では乙号事務に要する費用は手数料収入から賄い、甲号のための費用は一般財源から繰り入れていただいてそれで賄うという仕組みになつているわけでございますが、その仕切りをどうするかという問題があるわけでございまして、その仕切りをもし変えるとすればそれは法律の手当ては要らないわけです。しかし、ほかの手段で何かやろうということになりますとどういう法律で何か手当てをしなければならない事態があ

るかもしれない、こういうことでございます。

○福葉(誠)委員 今の局長さんのお話を聞いていきますと、少なくともことしいっぱいは上がらないというのでしょうか。そうすると、おっしゃる意味は来年からは上がるということですね、反面解説すれば。どういう理由づけで上がることになるのですか。政令だからあなたの方はできているのじゃないですか、実際問題としては。ただ発表しないだけの話で、案はできているのじゃないですか。全体の五千億の中身が出てこないから、こういう経費でこれだけかかる、それは乙号でやるんだとか甲号でやるんだとか、甲号でやるということは、一般会計からの繰り入れだけでやれるのかあるいは甲号のものもアップしてやるのか、そちら辺のところが全体としてわからないから何だかよくわからないということなんです。ただ、乙の方は来年からは上がるらしいということだけはわかるのですが、どうも私にはよくわからない。メリット、メリットと言うけれども、甲号の申請者は具体的にどういうメリットがあるのですか。そこがまたよくわからない。現在だってメリットがあるわけでしょう。登記制度によって申請して受け付けられているようなメリットがあるわけだから。これによってどういうメリットがふえるのですか。それが何だから何だかはつきりしませんね。今だから何がしかの効果があるなんて言うでしょうね。ちょっと切った方がいいと思うのですが、まず、乙はことし上げないというのはわかった。すると、来年度は上がる可能性がある、反面解説でそういうことですね。

○藤井(正)政府委員 ことし上げないと申しますのは、今年度の歳入予算の中にそういうことは考慮に入れておりませんからことし上げる考えはないということでございます。来年上げるかどうかについては、これはまだ何も決定をしていることはございません。

それから第二の問題でございますが、甲号事務につきましては、登記事務処理が電算化されますと、登記申請を受けてそれにについて登記の調査を

し、校合をして登記をするという判断をする、その知的判断作用の部分においては登記官がやるわけでございますから、従前とは何も変わらないといふのでしょう。そうすると、おっしゃる意味は来年からは上がるということですね、反面解説すれば。どういう理由づけで上がることになるのですか。政令だからあなたの方はできているのじゃないですか、実際問題としては。ただ発表しないだけの話で、案はできているのじゃないですか。全体の五千億の中身が出てこないから、

事務処理が今よりは迅速にできるという効果が出てこようかと思います。また、個々の登記の記載例というものを多數コンピューターに記憶をさせておりますので、それに基づいて登記事務を行いますから、今までよりは登記の記載における過誤というのも減少はしてまいります。されどこの登記免許税について今これをどうこうすると

この登記免許税について今これをどうこうすると

いう考があるとは承知をいたしておりません。この答申の末尾に書いてございます「今後の検討課題」と申しますのは、コンピューター化に関連いたしまして現段階ではまだ具体的な提言を審議会としてするには至らないが、長期的に見て検討すべきテーマである、こういう御意見がございまして、こういうことが付記をされたということと

承知いたしておりますので、この検討課題として

書かれております事柄は、今直ちにこういうふうにやれという御提言だとは必ずしも考えていない

のでございます。

○福葉(誠)委員 それはそのとおりです。今直ちにやれということは考えていないけれども、そ

ういうことが問題となってくる可能性があるから

そういうことを言っているのじゃないですか。検討課題というのですから。だから私の言うのは、

「甲号利用者にも相応の負担を求める等」と書い

てあるから、甲号利用者の今の負担というものは登

録税でしょう。そうすると、登録税をふやすとい

うことは新たな立法が必要なんじゃないですか。そういうことを言っているのですよ。そういうこ

とはないのだといいうなら、ないでいいのですよ。

一般会計から回すだけなんだ、登録税を上げるな

いのですから、そこら辺がどうもよくわから

ないから聞いているわけなんですよ。

「甲号利用者にも相応の負担を求める」とここに書いてあるじゃないですか。これはどういう意

味なんですか。これは甲号利用者からも今より

なければならぬ、こういうことになると思いま

す。だから一般会計から出してもらうのを余計し

ます。それで、特別会計は現在手数料と一般会計

と両方で賄われておるわけでありまして、一般会

計が大体ことは五百五十億というわけであります。

だから一般会計から出してもらうのを余計し

ます。だから一般会計から出してもらうのを余計し

ます。だから一般会計から

○ 稲葉政府委員 これは、このことと本体が基本的に登記のコンピューター化ということでござりますので、直接の関連ではないということで、私どもから特にこの点について御検討いただきたいといたしまして、これは各省庁にわたる問題でござります。ただ委員の方々は、それぞれ国民の立場というものを反映した委員の方々が入っておられるわけでございまして、国民の立場からいって、そういう行政サービスが総合的な形でなされることは、それが望ましいのだという御趣旨でこういうことの意見提起があつたわけでございます。ただ私どもとしては、これは各省庁にわたる問題でございましてなかなか難しい問題を抱えておりますので、そう急にできる問題ではないということで、こういう形で取り上げさせていただいたという経過になつております。

○ 稲葉(誠)委員 お話の中にありました各省庁と関連するということ、それはどこの省庁とどういう点が関連するわけですか。主に国土庁であります。その他もあるかもわかりませんけれども、そのところはどういうことを言っておられるですか。地図の問題もありますね。そこら辺、何がほかの省庁との関連で問題になるのですか。それをおどういうふうにしようというのですか。

○ 稲葉政府委員 これは、どういう情報を盛り込むかということに關係するわけでございます。例えば市街化調整区域でございますとかあるいは居住地域、あるいは第一種とか第二種とか、あるいは防火地域とか、そういうよらないいろいろな地域指定があるわけでございます。あるいは建ぺい率の指定とか、そういうような情報をどの程度入れ込むかということと関連するわけでございまして、いろいろ建設省とも關係するわけでございましますとそれは地方自治体なんかとも關係することになるだらうと思いますが、そういうようないろいろのことを委員の方々は考えておられた

片山と記述するのです。

○福葉(誠)委員 委員の人が考えるのじやなくして、あなた方はどう考へておられるかということを聞いておるのであります。委員が考へるといつてそこへ責任転嫁と言つては語弊がありますけれども、そなへじやなくてあなた方はどう考へておられるのか。まず国土庁との間に地図の問題が一番大きな問題としてあるのじやないですか。そちら辺の問題だつて、ちゃんと解決しなければいけないのじやないですか。私の言ふのは、コンピューター化の前に、これからお話ししますが、まだほかにいろいろな問題点があるじやないか。それをどういうふうにしていくかということの明確な指針というものが一〇〇%あれとは言いませんけれども、ある程度ないとわけがわからなくなつてくるのじやないですか。これだけ先へ行つちやつた、あとのこととはずっと先送りだとということでは意味がないんじゃないか、私はこう思ふわけですね。

そこで、いろいろな問題点の中で一つお聞きしたいのは、きょうも午前中議論が出ましたね。公信力の問題が出来ましたけれども、私はこれは率直に言うとなかなか難しい問題だと思ふのですよ。立法論もあるだらうし、日本の法律の民法の百七十六条がフランス流の意思主義をとつてゐることからいろいろな問題が出てきているわけだと思うのです。これはよくわからないのですね。日本の民法はどうしてフランス流の意思主義をとつたのでしようか。そのところがどうもよくわからぬのです。何でこういうふうになつちやつたのですか。きょうは民法の問題じやありませんからねますが、我が国の登記法は明治十九年、法律第一号で制定をされております。当時我が国は列強に伍して、国家としての自立性を確立するといふために近代法制を整備するということに大変努力がねます

を入れていた。その法律と名のつくの一号として登記法が制定されたわけでございますが、その基盤となるようなものが極めて不十分であった。土地建物に関する私権というものがどの程度確立されていたか、また、それを登載する公簿といふものをこれからまさにつくろうとするものである、そういう時代に一体登記というものが国民どの程度利用されるものかということをまだ十分詰めた調査もなされていなかつたでございましてよし、そういった我が國の置かれていた近代化前夜のような状況から考えますと、果たしてドイツ法流のがつちりした仕組みというものが導入できただかどうかということはかなり疑問ではなからうかと思います。余りお答えになりませんが、そんな感想を抱いております。

○藤井(正)政府委員 ここは大学の研究室じゃないわけですからこれ以上いいのですけれども、私がわからぬのは、意思主義をとったのでしょう。じや、なぜ「対抗スルコトヲ得ス」という条文が今一度は入ってきたのですかね。これがまたよくわからぬのですよ。

○梅謙次郎 先生にでもよくお話を聞いてこないとわからぬかもわからぬですよ。いろいろな点でよくわからぬのは、公信力の点について学者の意見がいろいろ分かれていますね。きょう星野先生にもちよつとお聞きしたわけですが、いろいろな議論があるのですが、しかし事実上は公信力といふのは与えられていると見ていいのではないでしょか。そこら辺はどうなんでしょう。ケースによるかもわかりませんけれども、与えられない場合ももちろんありますけれども。

○藤井(正)政府委員 我が国の法制におきましては、動産につきましては特別の規定がございまして、これは民法百九十二条が公信力を与えたものだというふうに理解をされておりますが、不動産

についてはどういうただぐいの規定がない。したがつて、何人も自己の有しないものを他人に与えることはできないというローマ法以来の原則に従つて考えますと、やはり公信力というものは日本法制では認められていないというのが明治以来の解釈であろうかと思います。これが静的安全に奉仕をするということになつてゐるわけでございますが、しかしそういう登記を作出したことに置いて眞実の所有者にある程度の帰責事由があるといふ場合には、解釈によつて事实上公信力を認めた近いような扱いがなされておりまして、民法九章十四条二項の類推適用という判例理論によつて、大体そういう考え方がある面では確立されているというふうに言えようかと思います。

○福葉（誠）委員 その点で私が疑問に思いますのは、裁判所で競売がありますね。強制競売がある。任意競売がある。任意競売は別として強制競売がある。あれは一体だれとだれとの売買になりますか。

○藤井（正）政府委員 これは私法上の売買と同じでございまして、債務者と買ひ受け申し出入との間の売買ということにならうと思います。

○福葉（誠）委員 ですけれども、これは裁判所で強制競売で所有権を取得した、ところがそれがまだ前の段階で瑕疵があったというので、裁判所で取得したものについても、競売法で取得したものについても、公信力がないということで真正な登記の回復請求か何かで全部壊れてしまうのですか。これじゃ競売法の意味がなくなつてしまふんじやないでしょうか。この考え方はおかしいんじゃないですか。

私は、ちょっと調べてみたことがあるのですよ。そうすると、競売法については公信力を認めると、いう説が学者の中で相当あるのですね。相当地やないけれども、ある学者の方は言つておられるのですよ。これはおかしいんじゃないですか。競売で裁判所でちゃんと買って、公権力で買って、公権力で買ったわけじゃないけれども、公権力を媒介として買ったのでしようけれども、それが完全に

な所有権を取得できないで後になつて取り返されてしまうというのでは、これはどうなんですかね。

૨૫૦

てしまうというのでは、これはどうなんですかね。そこだけ公信力を認めるにとまた全体が壊れてしまふからという議論があるかもわかりませんけれども、これはどういうふうに理解したらいいのですか。競売法による競売は、強制競売の場合は公信力を認めなければおかしいんじゃないですか。

○稻葉(誠)委員　だから不動産については、意思主義の原則が今言つた根抵当の問題とか共同担保の問題とか、いろいろありますね。ああいうところでもだんだん壊れてきているのではないでしょうか。私もよくわからないから聞いているのですよ。

○藤井(正)政府委員 公の機関が閲与していると
いう意味では買ひ受け人の信頼の大きいものがあ
るうかとは思いますけれども、不動産所有権移転
という面においてはやはり同じに扱われるもので
はないからうかと思います。強制競売の場合におい
ては民法五百六十八条规定で担保責任が規定されてい
るということからも、やはりそういうふうに解釈
すべきではなかろうかと思います。

もう一つわからないのですが、鉱業法の六十条ですか、これはその後調べていないので間違っています。たしかに鉱業法もその一環だというふうにいいます。たしかに鉱業法もその一環だといふに義的な考え方になつてゐるのですか。そこはどうなんでしょうか。

○**福葉(誠)委員** 現行法の解釈としてはそれ以外にないのですよ。それはそのとおりなんですよ。だから、競売法による強制競売の場合は公信力を認め、完全な所有権を取得できるように法を考えるべきではないかという意見が前に大分あつたのですよね。これは兼て「子さん」がそういふことを

○福葉(誠)委員 ですから、不動産の場合は意思主義によつて所有権が移るといふのは、実際の常識とはかけ離れているところもあるのじゃないかと私は思うのです。いろいろな面からその例外ができるてきてゐるのぢやないかといふうと思ふのを書いておきます。

言つておられるのです。それで私も、ああなるほどなと思ったことがあるのですがね。そこら辺のところがどうも。ただ今の場合、法律で立法してそこだけ認めてしまうと、ほかとの均衡がとれ

です。私も率直に言うと、この点はよくわからな
い問題なんですよ。殊に公信力の問題は、人の説
がいっぱいあってわからないですね。

私がちょうど午前中も問題にしましたように、

なくなりてしまうという議論があるかもわからないですね。だから、ちょっと私もいろいろな問題点があるのかとも思いますけれども、そういう議論がある。今言つたそら辺のところはあなたの方でも研究していくいただきたいのですが、私の方も研究したいと思うのです。

甲から乙へ売ると、憲思主義ですかね。それでは所有権が乙へ移ってしまうわけですね。それが甲から今度は丙が買って丙が登記すれば、日本の場合は丙に所有権が移るというわけでしょう。所有権が移るのかどうなのか、対抗することが出来ないでないか、ということは所有権が多いということ

それからもう一つは、不動産の場合、所有権の移転に効力発生主義を認めておる日本の特別法もあることはあるのですか、あるいはないのでありますか、あるいはそれに近いものもあるのですか。これがまたよくわからないのですよ。

とに結果的にはなるのだと思うのですが、それはもう甲が無権原者になつてゐるんじゃないですか、乙に所持権が移つてしまつてゐるのですから、意思主義で。そこから買ったときに登記されば移るということは、やはりそこで公信力を認めただんだというふうに考えていいのじゃないかと私は思うのです。近ごろそう言う学者もおられるためにちょっと聞いたのですが、率直に言つてよく

わからなーいのです。みんな言うことが違いまして

○藤井(正)政府委員 登記原因証書の提出状況が地域的にどうなっているかは、私どもにはわかりかねます。登記所において、登記原因証書よりも申請書副本の提出を懸念しているというようなことはございません。登記所サイドから見ますと、

そこで、原則と例外とがひっくり返っているのが不動産登記法にあるように考えられてしようがないのですね。登記原因証書の問題ですよ。まず法律はどういう建前になっているのですか。

提出された書類に従って書面審査で、登記官の形式的審査権でもって登記の受否を決定するわけでありますので、その際に、登記原因証書があるのに登記申請書の副本を提出してきたのか、ないか

○藤井(正)政府委員 登記原因を証する書面は法律によつて必要的添付書面となつておりますが、あらゆる所有権移転、物権変動において常に登記原因を証する書面があるかといふと、それは言えないと云ひます。したがつて、それがないわけでござります。それがないわけでござりますが、事實とすれば、法の趣旨には沿わないことであらうと思いま、場合には出しようがございませんが、そういう場合

合でも、登記済み証を作成する素材とする意味合
いにおいて申請書副本を提出させるというのが現
在の不動産登記法の建前になつております。
○稻葉(誠)委員 今建設についてちょっとこれ
から来ると申請書の副本でやるところが多いとい
へんか、さあもつてつらうかと思つてお聞きをま
す。
○稻葉(誠)委員 私の聞いた範囲では、関西地方
は主として登記原因証書をつけさせておる、関東
から来ると申請書の副本でやるところが多いとい

て恐縮ですが、意恩主義の例外というのは三百九十八条ノ四の二項、六の四項、九の四項、三百九十八条ノ十六ですか、ちょっと間違っているかもわかりませんが、そういうところですとあるわ

○藤井(正)政府委員 登記原因証書は、登記原因
証書にあらわされている行為によつて所有権が移転
したとすることが示されているものでなければな
らないわけでござります。したがつて、確かに完
成お話がありましたのは、登記済み証、登記原
因証書にあらわされている行為によつて所有権が移転
したとすることが示されているものでなければな
らないわけでござります。したがつて、確かに完
成思ひうるが、それは私の問題意識なんです、こ
う思うのですが、それは私の問題意識なんです、こ
はつきりしていいのですけれども。
今お話をありましたのは、登記済み証、登記原
因証書にあらわされている行為によつて所有権が移転
したとすることが示されているものでなければな
らないわけでござります。したがつて、確かに完
成思ひうるが、それは私の問題意識なんです、こ
う思うのですが、それは私の問題意識なんです、こ
はつきりしていいのですけれども。
今お話をありましたのは、登記済み証、登記原
因証書にあらわされている行為によつて所有権が移転
したとこれが取引の中では
けですね。だから、近代法というか取引の中では
どうもそういう傾向に将来行くのではないか、こ
う思ひうるが、それは私の問題意識なんです、こ
はつきりしていいのですけれども。

因証書の問題ですね。これは今どうしてその例外というものが活用されているのですか。日本じゅうで私が聞いた中で、登記原因証書をちゃんとつけるところと、そうでなくて申請書の副本でやることとが何か地域的に分かれて違うらしいのですね。むしろ法務局は、処理能力からいって申請書の副本の方が簡単だということで、それを奨励はしないのだけれども、暗黙のうちに奨励したような格好になっているのじゃないですか。まず、○福葉(誠)委員 それは表面的な理論でして、実買契約はなされたけれども直ちに所有権が移転するというような記載になつていいものは、それをするにはいかないといふように解釈をされております。そうなりますと、実際問題としては、確かに契約書はあるけれども原因証書たる適格がないという場合が案外多いのではないかとともに考えられるよう思います。

際はあるけれども、それを出したら金額がわかつちゃう、税金がかかるからということで申請書の副本でやるのじゃないですか。脱税の手段に使われているのじゃありませんか。それからもう一つは、契約書といったって何通もある。何回もあると言つたらおかしいのですけれども、裏契約書をつくつていまして、契約書を仮に出す場合法務局に出す場合なんかも実際の金額とは違う金額の契約書でやっているのじゃないかと思うのです。脱税の手段に使われているのじゃないですか、申請書の副本というのをずっとやつてきているというのは。基本的に欠陥があるのは、登記原因証書というもののをはつきりさせて、それでやるのが原則なんだということで、例外でやるよりも偽つてやつたという場合にはちゃんと制裁規定を設けるようにしなければいけないのじゃないですか。何にもないでしよう。何にもないからみんなやつてているのじゃないですか。みんなやつているうちに慣習になつてしまふのじゃないですか。だからこの辺のところは、原則は原則なんだ、例外というものは極めて例外なんで、それが原則みたいになつているのではなく法視ですよ。もうダメじゃないですか。私はそう思いますがね。

○藤井(正)政府委員 私ども正直に申しまして、なぜそういうことが行われているのかよくわかりません。あるいは先生がおっしゃったように売買代金がそのまま表に出るのを嫌うということでもわからぬけれども、ちゃんととした制裁規定や何かを設けなければダメじゃないですか。私はそう思います。

それでは、原因証書があるのにそれを使わないで申請書副本を使うという場合に制裁規定を置くということになりますと、これは例えば過料を科するとかなんとかいうことをお考えかどうかわかりませんが、それは一つの制裁として考えられないことはないですねども、そういうふうにして何でもかんでも公権力でもって、罰則でもって規制をするということがこの場合ふさわしいかどうかという問題もあるうかと思つております。

○福葉(誠)委員 私も公権力で罰則を設けるということを言つてゐるわけじゃありませんでして、その制裁というのはいろいろな中身があるかと思つて、そういう点についても考へてみる必要もあるのじゃなかろうかという程度のことなんですが、それをやれということを言つてゐるわけじゃ決してありません。誤解されるといけませんのでね。

これはどうも少し、そんなことを言つたって、実際の売買契約書と違う売買契約書をつくって、金額を変えてですよ、低い金額を法務局に出して、本当のものはどこかにしまつておく。言うなればこれは幾らでも現実に行われているらしいのですが、そのことを見つけるといったってこれはなかなか見つからないものですから、公権力をあれしていいくというのは余り私も賛成はしないわけですが、いすれにしても、どうも少し行き過ぎじゃないかというよう感じます。

そこで、今あなたのところの法務省民事局におられるのですか、藤原勇喜さんという方がいらっしゃって、非常な勉強家のようですが、「ジャーリスト」で「不動産物権運動の法理」ということで一九七七年九月十八日札幌で座談会をやっておられたのですけれども、「実際には、ほとんど申講書副本を出してきますので、取引の実態はよくわからない」こう言つていますね。そういうふうなことで、実際には今の登記原因証書でやつてもらいたいんだというふうなことを言つておら

この方は、中間省略登記に関連して言っているところなんですねけれども、「不動産登記法の精神は、権利変動の過程と態様を公示するのが理想だと理解しています。」これはこのとおりですね。ただ中間省略登記をああだこうだ言うと、いや、それは形式的審査権だから、中間省略なのか何だか登記官としてはわからないんだ、こういうことになるのでしょうか。そうするとどうにもしようがないんだと言っているわけですが、そういう中でこの方は「今的形式審査の範囲内でそれを実現しなければいけないということになりますと、いかにしてそういう過程と態様を公示するかという問題があるわけです。そこで私は個人的には登記原因証書を活用できないだろうかと思っています。こうう言っておられるのですね。それで結局「権利変動の過程と態様にあまり意味がないとしますと、我々実務の方からは、もう登記原因の記載はやめたらどうか」という意見がでてくるわけです。登記実務では、今の判例なり、民法の考え方なりを基準にして、それを一步進め、そんな意味のないものなら、登記原因を書くことはもうやめたらどうだ、さらに原因証書も廃止するという考え方もあるわけです。」こう言っているわけです。「私はむしろ逆の考え方をとりたいと考えています」こう言っているのですね。

だから、登記がずっと変動の態様を明らかにしないということなら意味がないので、実際に実務をやっておられる方は、それならもう登記原因の書も廃止したらしいじゃないかという説もあるだ、こう言っている。この藤原さんはそれに反対だと言っていますけれども。だからもつとちゃんと記載もやめたらしいじゃないか、あるいは原因証書も廃止したらしいじゃないかと私は思うので、あなたの方としては登記原因証書を活用するためにはどういう方策をとつたらいいとお考えをもつと強く出していいのじゃないかと思うのですね。

○藤井(正) 政府委員 登記原因証書が存在する限りは、それが添付書類として出てこなければならぬものでござります。登記所の方ではわからぬいということを決して私は逃げ口上で申し上げておるわけではありませんが、本来、登記原因証書が出てくるべきものでありまして、私どもしましてはこれを廃止するとかなんとかという考え方はございません。したがつて、甚だ勝手な言い方でございますが、登記を申請される側の代理人となる司法書士の方々には、登記原因証書が存在するならば法律の規定に忠実にそれを添付して出していただくのが本筋ではなかろうかと思つております。

この方がここで登記原因証書を活用すべきだとおっしゃつておられるのは、あるいは本来存する登記原因証書のほかにさらにそういうたものをつくれという御趣旨を含んでおられるのかもしれません。その辺のところはよくわかりませんが、登記原因証書と申しますのは登記原因をあらわしているもので、登記原因というのは、通常の場合ですと物権変動をもたらした意思表示を記載しているものということです。そこでござりますから、それはその意思表示をしたときにつくられた、あるいはその意思表示を証するためにつくられた書面でございまして、登記をするときに改めてつくる書面とは違うように思います。そのところを一応区別する必要はあるのではないかと思うかと思つております。

○福葉(誠) 委員 確かにそうですよね。登記申請するときにつくる書類と、前からちゃんとできてる、前からちゃんと契約ができるといつて、そして初めて登記申請になるわけですからね。

そこで、私はよくわからないのは、一つは登記原因証書といふものの適格性の問題で、遺言書は遺贈による所有権移転登記の登記原因証書になり得ないというのですか、これはどうなつておるのでしょうか。

○藤井(正)政府委員 遺言書によつて財産処分をあらわしている場合で、その財産処分、つまり権利移転の効果が生ずるのは死亡のときでございまして、遺言書のみでは所有権が移転したということを証するものにはならないというふうに解釈いたしまして、そういう先例になつております。○稻葉(誠)委員 じゃ、それは戸籍謄本もつければいいのですか。

わっておればよろしうございます。
○稻葉(誠)委員 それならこういう先例というの
はおかしいんじゃないですか。おかしくはないけ
れども、戸籍謄本をつけて出せばいいんですけど
いう先例集を出したらいじやないですか。あな
た、そんなのおかしいじゃないですか。前は遺言書
書でもちゃんとやっていたわけでしよう。先例集
でずっと適格性を認めていたのがひっくり返った
わけでしよう。だれが見たって当たり前の話です
ね。遺言書と戸籍謄本がくつついでいればだれが
いつ死亡したかわかるんだから、登記原因がある
のですから。それならそういう先例集を出せばい
いんだと思うのです、私は実務はわかりませんか
らあれですが。

それから、こうした意見が前に講話されたとし
うふうに聞いておるのでですが、率直に言うと私も
迷っているというか、いろいろな議論があるのです。
それは登記原因証書に公証制度を導入し、
その公証権限を司法書士に与えることの可否が論
議されたことがあるというのですよ。どういうよ
うな経過からこういう論議がされたのでしょうか
か。おわかりですか。これは、前の司法書士法の
一部を改正する法律のときにそういうのが出てき
たらしいのですね。

○藤井(正)政府委員 そういう御意見があつたの
かもしませんけれども、それが公式に提言され
たとは承知していないのでございます。

○福葉(誠)委員 提言されたとは言つていないので
すけれども、こういう議論があつたということ
は、立案の過程において清水さんが言つているの

ですよ。清水さんが三課長のときかな、言つていいものですから、公証制度を導入することはいいが悪いか甚だ議論があるところらしいですね。私もちよつとどういう点がポイントになつてくるのかよくわかりませんけれども、こういうことが議論されたと清水さんは言つておられるのですね。この問題は公証制度のあり方全体の問題として検討すべきものだ、こういうふうになつて取り上げられなかつた、こう言つているのですね。民事局の人が聞きに来たけれども、私の方もこちら邊まで詳しく出題範囲を教えなかつたのです。申しわけないと思うのですけれども、全部教えてやつたのでは全然興味がなくなつてしまふから、そこまでは教えなかつたのですが、これはどういうことですか。公証制度全体のあり方から見てこれをどういうふうに論議する——いや、私はこの意見に賛成だと言つているのじゃないですよ。公証制度を導入しろと言つてゐるのじゃないですよ。学者の中にもいろいろな議論があるのですよ。

○稲葉政府委員 午前中の星野先生のお答えにもございましたように、フランスとかドイツでは不動産取引は公正証書によるという仕組みになつてゐるわけでございます。これによつて登記の信用性がかなり高まるということは明らかでございますし、先ほどの原因証書の問題も、公証の過程で原因が存在するということを一応認定した上で公正証書がつくられるということになれば、それがはつきりしたものができるということになるわけでございます。そういう意味では、物権変動の過程をきつちりあらわすということのためにはそうすることは一つの手段だらうというふうに考えられます。

ただ一方で、そうすることは国民に対しても余計な負担をかけることになりますし、それから、それを担当する者をどうするかという、まさしくそれがその問題でございますけれども、問題になるわけでございます。現行の制度では公証人がやるわけでございます。これは國家公務員の資格でございますから、そういう公証という限りにおいて

はそういう公的な存在でなければならないわけですが、それがどうかという問題がまずあって、そして仮にそれがいいとした場合に、それをやるために手段というのはどうしたらいいかという二段構えの問題で、これはなかなかそう簡単に結論の出る問題ではないだろうというふうに思っております。

○稻葉(誠)委員 私がもう一つ疑問に思っておりますのは、こういうことなんですよ。民法の百八条がありますのは、双方代理の禁止の規定ですね。ところが司法書士のところに売り主、買い主両方が来て、そこで双方代理になつて書類がつくられて申請するわけですね。これは双方代理の規定では該当しないのだといふような説がありますね、これはそれで別として。そこで、申請はされました。片方の依頼者は、売り主でもいいですね、法務局に向かつて、いや、司法書士に対する委任契約ですから、委任契約は解除しましたよ。解除というのかあるいは撤回というのか、とにかく解除しましたよと言つて法務局へ来たときに、片方の代理権はなくなつてしまふわけですね、普通ならば、契約解除ですから、委任は何どきでも取り消すことを得となつておりますから、なくなつてしまふでしょう。そうすると片方だけで出てきたときに、片方が、当事者本人が来れば別として、そうでない場合は、それがわかっているときには法務局としてはどうするのですか。受け付けてしまつたら、後から損害賠償の問題なんか起きてしまうでしよう。困ってしまうのじやないですか。

これら辺のところがひとたしていてどうもよくわからないですね。一体どの段階で解除ができるのか、あるいは委任契約の解除あるいは撤回出したものを撤回ができるのか、どの段題でございまして、十分検討しなければそう簡単には結論が出る問題ではない。

贈になつたらできないのか、その場合一体これがどういう責任を負うのかとか、本当にこれはわからぬでありますよ。実際問題として、わからなくてみんな困つているのではないかですか。

○藤井(正)政府委員 実務的には、登記所から司法書士に通知をいたしまして司法書士に善処を求めるというやり方をとつております。

○福嶋(誠)委員 や、これは善処を求めてどうするのですか。善処を求めたって、片方は解約になつてしまつてはいるのではありませんか。それは代理権はないのじゃないですか。それは電話で法務局へ言つてきただけだというだけなら、私はこれちよつと問題かと思う。ただ内容証明で委任契約を解除して、配達証明をつけてそれを法務局へ持ってきたときには、法務局としてはそれをどうするのですか。

○藤井(正)政府委員 先生御承知のように最高裁判の判例がございまして、このように委任契約と売買とが相互に関連づけられているというような場合には、登記義務者と司法書士との委任契約は、その契約の性質上、民法の規定にかかわらずそれは特別の事情がない限りは解除ができないのだというふうに解釈をされております。その解釈に従いますと、段階の事情がないならば解除はできない、つまりその委任関係は存続をしているというふうに解釈せざるを得ないであろうと思ひます。

先ほど申し上げましたのは、司法書士に登記所の方から連絡をいたしまして、何とかうまく解決をしなさいというふうに勧奨をする。これは行政のあり方としてもまず第一にやるべき当然のことだらうと思いますが、それでも功を奏しないと、そのうちに後続の登記申請があらわれるというふうな事態にもなつてまいりますと、前の登記申請を無視するわけにはまいりませんから、やはりそれは登記を実行すべきものであろうというふうに考えます。

○福嶋(誠)委員 その最高裁の判例というのはどういう事案によるかもわかりませんし、あるいは俗に言つた判例なのか、あるいはもうしよう

がない、これ以外考えられない、かえって非常に混乱してしまうから、多少法律的には無理があるけれどもこれ以外ないということで、無理に抑えつてしまつたような意味かもわかりませんけれども、私もよくわかりませんが、実際にはそのことによって、しかし司法書士が、解除したのにどうんどん申請してしまつて権利が移転してしまつたのだと、損害をこうむつたのだということで損害賠償の請求などをされたことはないのですが、あるのですか。これも後で聞きたいと思っていましたところなんですが、どうなんですか、これは。今の最高裁判の判例からいければ、ないといふように見ていいかと思うのですけれども、その点は絶えずごたしているのじやないですか。問題は、民法百八条、双方代理の規定のうち外だというところに、私は何か問題があるよう気がしてならないわけです。

遺産分割の場合、配偶者が亡くなつた、それで

お母さんがいる、子供がいる。そうすると、お母さんと子供とは利益相反でしよう。利益相反だから、一人の代理人が代理できませんね。そんなことをやつたら全部破棄されてしまうでしよう。無効だとされてしましますね。だから、双方代理でずっと登記所へ申請していくても、片方から異議が出たときには、そこで利益は相反してくるのじゃないですか。利益相反関係に入つてくるのじやないですかな。利益相反関係に入つてくるのをそのまま受け付けてしまうのはどういうものですかね。私も理論的に固まつていないので、どうもよくわからぬ点なんですね。身分法の場合には非常に厳格ですね。非常に厳格であつて、財産法の場合はそんなに厳格にすることはない、緩やかでいいのだということなんですかね。実際が私いろいろあると思われますが、一つには、登記の申請は私人から登記所という公的機関に対して登記という処分を求める公法上の行為であるといふこと

混亂してしまうから、多少法律的には無理があるけれどもこれ以外ないということで、無理に抑えつてしまつたような意味かもわかりませんけれども、私もよくわかりませんが、実際にはそのことによって、しかし司法書士が、解除したのにどうんどん申請してしまつて権利が移転してしまつたのだと、損害をこうむつたのだということで損害賠償の請求などをされたことはないのですが、あるのですか。これも後で聞きたいと思っていましたところなんですが、どうなんですか、これは。今の最高裁判の判例からいければ、ないといふように見ていいかと思うのですけれども、その点は絶えずごたしているのじやないですか。問題は、民法百八条、双方代理の規定のうち外だというところに、私は何か問題があるよう気がしてならないわけです。

現在までの通説は、とにかくこれは双方代理が許されるということで一貫してきておりますので、当面私どもはそのように取り扱つてゐるわけでございます。

○稻葉(誠)委員 初めから利益相反だということを言つておられるわけではないのです。片方が、い

や、それはあれだからというので委任契約を解除

いたときには、利益が相反状態に入るのじやないかと言つておられるのですよ。それを、両方を代理人だということを強引にというか何というか、その

まますと受け付けて最後までいつてしまふわけですね。いかないと不動産取引に非常に混乱が起

ります。そこ辺の問題があるから最高裁もいろいろとお読み限りは、特に範囲が違うとは思えないところでござります。

○稻葉(誠)委員 不動産登記法二十六条の方が、司法書士法に書いてある代理よりも意味が広いと言つておられるのですよ。広義だということを言う人がおられますですから、私はお聞きしておるわけですね。私はわからないのですよ。わからないから聞いておられるのです。わかつて聞いておるような、そんな人の悪いことはしないですから。わからないから聞いているのです。

○藤井(正)政府委員 不動産登記法の二十六条に言う「代理人」には、例えば法定代理人などもここに含まれる、そういう意味では、こちらの方が広いという解釈は可能かと思います。

○稻葉(誠)委員 司法書士会連合会の人たちは、登記の真正を確保し不正不実登記を防止するためには、現行登記制度の改善合理化を検討してはし

ます。

○藤井(正)政府委員 司法書士会の方がおつしやつておられるのは、いろいろ不正不実の登記が行

われているが、司法書士という資格を有する者のみが代理できるというふうに限定をすればそういう

ふうに、結論じゃないですよ、あなたの方の理解の仕方ですよ、それをお聞きしているわけなんですか。

○稻葉(誠)委員 なほ司法書士の方はそのことを強く要求されるのでしょうかね。ただ職域だけの問題だけですか。そういうふうなことを限定して

いたためにいろいろ弊害が現実には起きていますから、弊害を除去するためには自分たちとしてもそれだけの責任を負うから、厳格なびつとし

た規定ではないかもわかりませんけれども、そういう意味のことを入れてほしいということを要求されでおるのじやないかと私は思うのです。そ

うかどうか、私は承知いたしておりません。これを読む限りは、特に範囲が違うとは思えないところでござります。

○藤井(正)政府委員 範囲が違うというお説があるかどうか、私は承知いたしておりません。これ

を読む限りは、特に範囲が違うとは思えないところでござります。

○稻葉(誠)委員 不動産登記法二十六条の方が、司法書士法に書いてある代理よりも意味が広いと言つておられるのですよ。広義だということを言う人がおられますですから、私はお聞きしておるわけですね。私はわからないのですよ。わからないから聞いておられるのです。わかつて聞いておるような、そんな人の悪いことはしないですから。わからないから聞いているのです。

○藤井(正)政府委員 不動産登記法の二十六条に

そこで、代理権の問題についていろいろあるわけですね。司法書士の登記申請代理権の問題について、けさちょっとありましたけれども、そこで

一つの議論の進め方として、昭和五十三年に法律改正になりましたね。このときに初めてこの代理権という規定が入つたのですか。代理という問題が出てきましたのですか。その前はなかつたのです

か。

○藤井(正)政府委員 日本司法書士会連合会の方の御要望の趣旨は、代理人となる者の範囲を限

定する。それは司法書士という資格を持った者に

もう一つは、まさに今先生おっしゃいました実

質論で、これは当事者間において新たな利害関係をつくり出すものではない、いわば義務の履行に

類するものであるから、百八条のただし書きの方

でもつてこの適用を免れるのだという考え方もございます。

○稻葉(誠)委員 まだ、少數ではございますが、やはり利益相反

だという考え方もないわけではないように思いま

す。

か。それは条文にあるのじやないですか。そうじやないのですか。

○藤井(正)政府委員 司法書士の資格を有しない人が業としてこれをを行うことは、司法書士法によって厳に禁止されています。

○藤井(正) 政府委員 書き方は若干違うと思います。しかし、述べていることは基本的には同じであります。

○稻葉(誠)委員 だから、登記に不実な記載とか不正な記載があるということは、どこからその原因が出てくるのですか。どういう理由によつて出てくるというふうにお考へなんですか。

○藤井(正) 政府委員 不正不実と申しますのは、

原因は多種多様であろうかと思ひます。一般的には、私法上の取引關係で紛争が生じて、やれ解除をしたとか、というような、紛争から生じる場合もござりますし、極めて悪質なものになりますと、登記済み証その他の關係書類を偽造してその土地を奪うというふうな形の登記があらわれる場合、その他登記所の登記簿を改ざんしてその種のことを行うといったような場合まで広く言えは含まれることになります。

○稻葉(誠)委員 私が前に申した司法書士の登記代理権の問題、ちょっと逆だったのですが、逆といいますか、昭和五十三年の改正により司法書士法第二条に定められたものであって、これを調べてくださいね、その代理権は不動産登記法二十六条の申請代理権よりも広い意味だ、こう言っていいのですね。不動産登記法の方が広いという意味ではない、逆なんです。司法書士法の方が広いのだ、こう言っているわけですね。今局長が言われたのは、法定代理人が入れば広いというのは当た

り前の話ですが、そうではなくて、司法書士法の方が、二条に決められたものの方が広いのだ、五十三年に改正の中で決められたものの方が広いのだ、こういう理解をしている人がいるのですからお聞きしているわけなんですね。前に言ったのは逆だったのですが、そこ辺のところはよく研究してください。私の方もこの問題についてはいろいろな形からさらに一層追及していくなければならないというふうに思つていて、それで、これはお知らせしておいたのですが、登記申請手続の依頼を受けた司法書士に過失があるとして、依頼者のこうむった損害は賠償すべき義務があるとされた事例というのははあるのでしょうか。それは肯定の場合もあるし否定の場合もあるって、両方あるわけなんですが、これはどういう場合に過失があるとして損害賠償の責任があるといふふうにされたのですか。あるいは、逆に否定をされたのはどういう事例なんですか。大体ジヤンルと言うと語弊があるかもわかりませんが、項目別といいますか、こういうのはどういうふうに分かれますか。ここに「判例時報」のことしの新年号があります。これは大阪の一部認容の判決、これは確定していますね。コメントの中に肯定例と否定例があるのですが、ここのことろはどういうふうに分けて理解したらいいか、説明できる範囲内で御説明願えればと思うのです。

○藤井(正)政府委員 いろいろ裁判例があるようではございますが、この事案をあらまし見た限りでは、なかなかこれを類型化することは現段階では困難なよう思います。例えば、保証書により登記申請をした場合において同一性の確認を怠つたという場合でも、肯定例もあれば否定例もござりますし、あるいは司法書士の事務所印とか職印を盗用され損害賠償を認められたような例と証明書、委任状などの印影の不一致に気がつかなか、受任をして長期間放置をしておいたために委任義務の懈怠で損害賠償が認められたような肯定例もございます。また否定例としましては、印鑑を盗用され損害賠償を認められたような例といふふうに思つていて、それで、これはお知らせしておいたのですが、

かつたといつても、それはこの際そこまで義務を認めるのは酷であるということで責任が否定されたような例もございまして、その事案事案に応じましていろいろな具体的な事件についての判断がなされていますので、まだこの程度の裁判例の数では、これを類型化し基準化するということはむづかしい、もう少し判例の集積を待たなければいけばならないのではないかと思つております。

○稻葉(誠)委員 判例の集積を待たなければいつても、こういう判例がたくさん出ては困るわけですよ。ですから、判例の集積ではなくて、ただ認められたものを見てみると、全部見たわけではありませんけれども、非常に司法書士にとってはございませんけれども、非常に過酷ですよ。こんな注意義務を要求されでは何にも困ります。たまたましたものではないですよ。かなわないですよ。

殊に、大阪の、これは確定していますけれども、九割不動産業者である原告に過失相殺を認めていますから、一割だけですけれども、一割だけだといつても、請求額が物すごいから、千五百六十万円を払えというふうに認められているのですよ、判決の批評をするわけじゃありませんから、言いませんけれども。これはいろいろ事情がある、この人が病気で入院していたわけですね。そういうような事情や何かがあって、こういうふうな申請はしない方がいいですよというようなことで忠告したようなことまで出ているのです。「被

です。約解除式的で、司法と法務との連携を確実に実現するため、本件は、このように観点から、士との協力により、より効率的な解決を目指す。司

式的で、司法書類などを解除するときと同様に、裁判所にて確定したを「壱」といいます。

だから、さつきの登記申請事務の委任の契約の問題でもそうでしょう。自分の方では形式査権だからそんなものととてもといつては、登記官の場合は形式的審査権なん局では言うのです。そんなこと、善処してくれと言われても、どうやって善処するのだかわいじやないです、こう私は思いますね。に問題点が伏在しているように考えられていいのです。この判例なんか見てみますと、ていますからあれだけれども、この過失主の行為能力の有無の確認、登記申請添付真否についての調査、売主の意思の確認なった過失」と言っているのですね。これはが、ちょっと状況が普通と違いますから、てくれという依頼があった事案のようでも、私がこれを見たときに思いましたのういう注意義務が司法書士に求められておば、それは公証人の場合はどういう注意義務められるのですか。

だ、それから来るところの過失というものと、それから公証人も形式的審査なんですか、全く登記官吏と同じですか。僕の友人なんかも公証人がいるのですけれども、困ってしまうことがあると言ふ。変なのを頼まれて、内容なんかで断れるのがどこまでできるのか困ってしまうことがあると言うのです。これは明らかに公序良俗に反するといふなら別に構わないわけですね。

私の持つている疑問は、登記官吏の注意義務といふものと、それから公証人の持つている注意義務と司法書士の注意義務というのは、片一方は公務上の義務かもわからんけれども、内容的に差があるのですか。結局、司法書士の注意義務は一番重いということになつてゐるのでしょうか。そういうことにならざるを得ないんじゃないですか。

○福葉政府委員 シチュエーションが違いますので、厳密な意味での比較はできないと思いますが、登記官の場合には審査対象が限られているわけございまして、その書類さえ間違いがなければそれでよろしいということになるわけでござります。それから、司法書士の場合にはそういう手が縛られているわけではございませんので、その委任契約の過程と申しますか、いろいろの情報、それから例えば举措動作とかあるいは書類の持つてき方とか、いろいろなものを総合判断して、それがそれでよろしいかということが決定されるということにならうかと思います。

その点においては基本的には公証人もそんなに変わりはないと思いますが、ただ、近ごろ不動産というものの価値が非常に上がったということと、それから当事者が非常に信用のおける人であれば、これはそんなに神経質になる必要はないわけありますけれども、そうでない場合、そのシチュエーション、シチュエーションによってどの程度の注意義務を果たすべきかということは違ってくる、これは事柄の性質上当然のことだらうと思います。そういう意味で厳密な比較はなかなか

難しい、宙でどうだといふには申し上げられない。この大阪のケースも、一つの過失だけで言つてゐるわけではなくて、いろいろな事情を認定した上で、そういうものをあわせて見ると過失があるんだ、こういうふうに言つております。そこのうちの一つの事情が欠けたときに一体どうなるかということは必ずしも明確ではないわけでございます。

そういう意味で、先ほど局長が類型化は

非常に難しいというふうに申し上げましたのは、具体的な事案によつて判断が非常に微妙に変化する、先ほども申し上げたように肯定例、否定例と

いうのもあります。

○福葉(誠)委員 これはかなり事実認定の問題、具体的なシチュエーションによつて変わつて

きている例ではないかといふふうに思つております。

○福葉(誠)委員 この判決の中にもありますよう

に、これは「理由」の中ですけれども、「法は司

法書士に対し、業務に関する法令及び実務に精通

して公正かつ誠実にその業務を行うことを要求

し」、これは司法書士法第一条の二ですが、「その

資格を厳しく制限する一方で、前記業務に関する

ことは事実上登記代理権というものを認めてい

ることに、そこに寄着せざるを得ないところにまで現実には來てゐるのではないか、こうい

うふうに私は理解して、それにふさわしいものを

やはり与えなければいけないのでないか、こう

いうふうに考えておるわけです。

あるいはあなたの方から言わせればジャンルが

違うとか、いろいろ議論が出てくると思うのです

よ。それはまた別のところでゆつくり私の方も研

究したいと思うのですけれどもね。法務省の考

えている登記代理権の問題というのは、ただ業とし

てのシェアの問題を中心に考えているようなん

ですね。必ずしもそうでもないですか、そうです

か。今までどうもそういうふうな色彩にとれるの

ですけれども、そうじやしないならばそうじやない

というふうにお答え願えませんか。

○藤井(正)政府委員 ほかの業種との関係は、一

つの事情として申し上げております。それは確かにほかの業種との関係があることもそのとおりで

ござりますけれども、今求められておりま

す。

これは、ある事柄を一般人にできないようす

るというからには、それはそれ相応の合理的な理

由がなければそこまでの強い規制はできないのではないか。現実に司法書士が登記の代理についてほとんど圧倒的なシェアを持つておられるることはまさにそのとおりでございます。もし、司法書士が代理をした上で、その代理が登記の代理であるだけの理由があるかどうかでございます。司法書士が代理をした事件については不正不実の登記は少ないが、司法書士にあらざる者が代理をした事件については不正不実の登記が多いというような事象でも顕著にあらわれておりますならば、あるいは代理を独占するということについての合理的な理由がある、また社会的、国民的なコンセンサスも得られるのではないかと思ひますけれども、私どもが経験的に承知しております限りではそこまでは言えないのですが、独占的な地位を付与しているというならば、そのことは事実上登記代理権というものを認めているということに、そこに寄着せざるを得ないところにまで現実には來てゐるのではないか、こういうふうに私は理解して、それにふさわしいものをやはり与えなければいけないのでないか、こういうふうに考えておるわけです。

あるいはあなたの方から言わせればジャンルが違うとか、いろいろ議論が出てくると思うのですよ。それはまた別のところでゆつくり私の方も研究したいと思うのですけれどもね。法務省の考

えている登記代理権の問題というのは、ただ業としてのシェアの問題を中心に考えているようなん

ですね。必ずしもそうでもないですか、そうですか。今までどうもそういうふうな色彩にとれるの

ですけれども、そうじやしないならばそうじやない

というふうにお答え願えませんか。

○藤井(正)政府委員 ほかの業種との関係は、一

つの事情として申し上げております。それは確かにほかの業種との関係があることもそのとおりで

ござりますけれども、今求められておりまして終わらせていただきます。

○福葉(誠)委員 時間が来ましたので、私の質問

は、この司法書士法で決められた司法書士の行う

とされている業務を行つてはならないということ

が決められているわけでございまして、業として

いるからには、それはそれ相応の合理的な理

由がなければそこまでの強い規制はできない

ないか。現実に司法書士が登記の代理について

ほとんど圧倒的なシェアを持つておられるることは

まさにそのとおりでございます。もし、司法書士が代理をした上で、その代理が登記の代理である

だけの理由があるかどうかでございます。司法書士が代理をした事件については不正不実の登記は少ないが、司法書士にあらざる者が代理をした事件については不正不実の登記が多いというような事象でも顕著にあらわれておりますならば、あるいは代理を独占する

するということについての合理的な理由がある、また社会的、国民的なコンセンサスも得られる

ことがありますけれども、私どもが経験的に承知しております限りではそこまでは言えない

のですが、独占的な地位を付与しているというならば、そのことは事実上登記代理権というものを認めているということに、そこに寄着せざるを得ないところにまで現実には來てゐるのではないか、こういうふうに私は理解して、それにふさわしいものをやはり与えなければいけないのでないか、こういうふうに考えておるわけです。

○福葉(誠)委員 これはどういうふうに理解をしたらいいですか。登記申請代理権というものはほんとこの司法書士が持つてゐるし、また、持たなければ

はほぼ独占的な地位を付与しているのである。

○福葉(誠)委員 このふうに判断で指示しているわけですね。

○福葉(誠)委員 そうすると、ほぼ独占的な地位を付与していると

いうことは、これはどういうふうに理解をしたらいいですか。

○福葉(誠)委員 これはどういうふうに理解をしたらいいですか。

らコンピューターシステムへとこれが移行されるに關する改正法案ということでございますけれども、その意味ではまさに隔世の感、あるいは時代を画する、あるいは大変革、不動産登記制度にとつてはそういう局面を迎えたものである、このように認識をいたしております。

それだけに、第一次ともいふべき今回の不動産登記法改正に当たりましては、もちろん今回の不動産登記法改正の中にそれを盛り込めとかという乱暴な議論を申し上げるわけでは全くありません。この第一次ともいふべき不動産改正、ここを一つの大きなスタートラインととらえて、今世紀中にブックレスシステムへ移行させようという大きな目標を掲げてのスタートになるわけでござりますので、この際、我が国の不動産公示制度が抱えるさまざまな問題点を新たな気持ちまたは新たな決意に立つて真剣に洗い直しをしていく、そうして、国民が一層信頼するに足るところの公示制度を目指していかなければならないであろう、かのように考えるわけでございます。

そこで、前回は特に登記代理概念あるいは登記代理権をどうするかということに論点を絞りましたとして、大臣、民事局長、そして審議官と質疑応答をさせていただいたわけでございます。今回は、コンピューター化移行につきまして直接的にかかわりのある問題を何点かお尋ねいたし、なおできましたならば、登記の真正担保という観点から極めて大事でございますもう一つの柱、稻葉先生初め同僚委員の方々からもいろいろな質疑がなされたところでございますが、登記原因証書とといものにつきましての議論を深めさせていただければ存じております。

そこでまずお尋ねをいたしますが、昭和六十一年度法務局・地方法務局首席登記官会合が持たれまして、そこで今回のコンピューターシステム移行に当たつて改正すべきいろいろな事項についての検討案が出されております。私はそのコピーをここに持つておるわけでございますが、特に第一点は登記済み証の作成についてでございます。

この「不動産登記法改正事項検討案」によりますと、その作成につきましては、「指定登記所の登記官は、申請による登記が完了したときは、登記所備え付けの用紙を用いて、コンピュータ・システムにより登記済証を作成するものとする。このため、指定登記所に登記を申請する場合は、登記原因を証する書面の提出が不能であるときでも、申請書副本を提出することを要しないものとする。」それで、「申請書に添付された登記原因証書の取り扱い」ということも検討されておりまして、「指定登記所に提出された申請書に添付された登記原因証する書面は、その申請に係る登記が完了した場合であつても、申請人から謄本を提出して原本還付するものとする。」このように検討されたようでございます。

それでお伺いしたいことは、この登記済み証の作成に当たりまして、債権契約あるいは物権契約等の事項が網羅されるといいますか、記載をされております原因証書というものはやはり登記済み証の素材として従来どおりの役割を持たせるべきではないのか。仮にコンピューターシステムにより登記済み証が作成されるにいたしましても、それはむしろ認証の部分にとどめて、現行どおりの原因証書を登記済み証の素材として活用すべきであり、それを継続すべきである、かように存するわけでございますが、この点につきましては、検討案にはそうなつておりますけれども、どういうお考えでおられるのでございましょうか。

それから、仮登記がついていてその後所有権の登記がなされておりますが、これは現実に約束の日時に弁済がなされれば、その譲渡担保を登記原因として所有権を取得をしたそのいわゆる登記とすべきであります。そういうことになつていているか、あるいは全く甲区欄についても現に効力を有する登記事項のみを移行するということであるのか。

仮にその場合に、譲渡担保なんという所有権の登記がなされておりますが、これは現実に約束の日時に弁済がなされれば、その譲渡担保を登記原因として所有権を取得をしたそのいわゆる登記とすべきであります。そういうことになつていているか、あるいは全く甲区欄についても現に効力を有する登記事項のみを移行するということであるのか。

仮にその場合に、譲渡担保なんという所有権の登記がなされておりますが、これは現実に約束の日時に弁済がなされれば、その譲渡担保を登記原因として所有権を取得をしたそのいわゆる登記とすべきであります。そういうことになつていているか、あるいは全く甲区欄についても現に効力を有する登記事項のみを移行するということであるのか。

○山田委員 これは公示制度の理想と、それから保の場合には最終の譲渡担保で取得をした所有権のみを移記するというのがこれまでの移記のやり方でございます。今回も同じやり方を考えています。仮登記のついておる場合には、そのものとなつた所有権の登記は生きておりますから、当然移記をすることになります。

○山田委員 局長おっしゃいますように現実的に移行費用、コストのかかわりで最終的に政治的な決断といふことは、判断をしなければならない問題だらうとありますか、判断をしなければならない問題だらうとあります。確かに先生のおっしゃるような御意見は、スウェーデンでございますが、既に磁気ディスクに移行した、現に効力を有する登記のみを行したのだけれども、その後いろいろと不都合が出ておるやに聞いておるわけでございます。当然御当局はそういう点も踏まえられて検討されているのだろうと思いますが、その辺の評価はどういうことになつておられますか。

○稻葉政府委員 スウェーデンでも、御指摘のよくな問題もあるようでございますけれども、基本的には現在事項で間に合うと申しますか、まれな御意見があることもよく承知をいたしておりました。たゞ、登記データの移行作業というのは大しきるようこれが現実にどの程度の必要性があるかということに帰着するわけでございまし

て、現実にその必要性があつてどんどん申請が来ますと、これはまた登記所の方でもたまらない、非常に事務煩瑣、一々閉鎖登記簿を引つ張り出さなければなりませんので、その意味での非常にロスが出てくるということがございます。ですから、今後そういうことを踏まえてみまして、これまで粗悪等の移記の結果を見ましても、それほど閉鎖登記簿の利用頻度が高いわけではないという実績があるようでございます。それで、今後コンピューター化を逐次やつていくわけでございますが、その過程で何かまた不都合な点が起こりましたら、そのときにはどの範囲のものを移行するかということを改めて考え方直してまいりたいと考えております。

○山田委員 そういういたしますと、先ほど仮登記以前の登記につきましては全部これは現に効力を有

するという見方、そういう位置づけ。そうなりますと、今申し上げました譲渡担保につきましてはまさに現在の移記作業と全く同じ譲渡担保の所有

権移転の登記だけ、その直前の所有権を証する事項については、これは現に効力がない、そういう御判断で局長さんから御答弁があったと思うのですが、今の審議官の御答弁からいたしますと、そ

れはむしろ譲渡担保については、現に効力を有する、厳密に解釈すればそういうことだけども、しかしこの譲渡担保につきましては、一般人が錯

誤に陥る、一般的の申請人の方等が紛らわしく、間違えられやすい、そういう一つの性格があるといふうに一面考えられるわけでございますが、それは例え例外を設けて、譲渡担保の直前の所有

権移転登記された事項については、これはやはり磁気ディスクの方へ移記しておくということあります。もう結論は出してしまっているのですから、そういうふうにしないといふうに。

○藤井(正)政府委員 譲渡担保で所有権移転登記がなされ、通常の過程に従つて弁済によつて所

有権が戻る場合には移転登記がなされるべきものですから、これで不都合はないと思うわけでござ

ります。譲渡担保契約が解除されたというような場合ですと抹消登記がなされるという筋合いにならうかと思いますが、そうなりますと、一つ前の

所有権の登記が生き返るということになります。これは一般的に売買による所有権移転の場合でも同じことでございまして、特に譲渡担保の場合に別に考える必要はないのではないかと思つております。

○山田委員 次に、移記作業についてですけれども、これは実際に膨大な簿冊にある登記事項を磁気ディスクにずっとインプットしていくわけでございますから、膨大な量になるであろう、作業に

なるであろう。これを実際に担当される方々はどういう方々なのか。そして、現在の移記に際しましてもよく移記ミスというものが発見されるわけ

でございますが、この辺、不動産の権利変動、得喪をずっと公示しているわけですから、非常に重要な一つ一つの事項であり、このミスをいかにし

て防止するか、あるいは限りなくゼロに近づけるかということは極めて大事な観点だろうと思つますが、この点につきましてはどのような対処をな

さるのでございますか。

○藤井(正)政府委員 従来のブック登記簿からコンピューター登記簿への移記、移行の作業は、各

地方法務局に設けますバックアップセンターでこの事務を行なうという考え方であります。具体的には

移記の、移行の作業は、従来のブックの登記簿をもとにしましてコピーをして入力原稿を作成する

ところ、土地は五十年、建物は三十年というふうに延長して保存をするというふうに改正をさせていた

だときたいと思っております。

回、土地は五十年、建物は三十年というふうに延長して保存をするといつまでも紙の登記簿で置いておいていいのか、今後の技術の進展に応じまして、近い将来これを例えば光ディ

スクに格納するというふうな形で保存ができる可能性があることになりますが、そうなりますと登記所の場所を大きく占領するということもな

ります。譲渡担保契約が解除されたというような場合ですと抹消登記がなされるという筋合いにならうかと思いますが、そうなりますと、一つ前の

所有権の登記が生き返るということになります。これは一般的に売買による所有権移転の場合でも同じことでございまして、特に譲渡担保の場合に別に考える必要はないのではないかと思つております。

○山田委員 コンピューターシステムに移行され

た場合には、簿冊システム、ブックシステムと違うかどうかという新たな問題は生じてしまりますが、御指摘のような方向で考えてみたいという

期間保存しよう、そういう改正内容になつております。

○山田委員 今までのデータの集積、その閉鎖登記簿の一枚一枚は我が国国土の一区画一区画の極めて大事な、いわゆる制度発足以来の権利変動といふものが経過としてずっと記されている。その意味では極めて貴重な資料であり、閉鎖登記簿である。法律の上では一応五十年、三十年というふうにされておられますのが、私は実質的にはこれは永久保存をすべき対象であろう、かのように存じます。しかし、紙

でございますから、長い年月の間では朽ち果てるということがありますのでござります。

○藤井(正)政府委員 登記事項証明書、もう一つは登記事項要約書といふ二種類があります。

この登記事項証明書というのは当該物件についてのすべて、磁気ディスクにインプットされていますが、そういう形は少なくともあり得ないわ

くふうに思つております。

○山田委員 コンピューターシステムに移行され

た場合には、簿冊システム、ブックシステムと違うかどうかという新たな問題は生じてしまりますが、御指摘のような方向で考えてみたいとい

うことになりますとシス템を組みかえなければならぬのだろう。二号機以後につきまし

ては、これからさらに今回の一号機の実験の結果

二八

果、評価、検証を踏まえてこれをどうすればいいのかということになるわけでしょうから、私はできれば一号機からぜひお願いをしたかったなと思っていますが、特に閲覧あるいは登記事項を約書きを確認する手段として、所有権の移転、物権の変動等具体的に登記申請手続がなされるわけでございますので、これはぜひ二号機からそういうシ

解でじゅごめすか。

○藤井(正)政府委員 まず板橋でブックレスシステムをやるわけでございますが、その稼働状況につきましては、パイロットシステムで行つたと同時にその道の専門家に検証、評価をしてもらい、それを踏まえてさらにシステムの改善を図つていかなければならぬと考えております。

されていいるということによつて登記原因が真正であるということを一応推察せる資料になると考えます。その他、第三者の許可書その他書面の添付によつてこの登記の真正を確保しようといふのが不動産登記法の建前であると考えております。

○山田委員 不動産登記法の三十五条で、まず原因証書は必要的な添付書類である、こう原則的に

ないか。例えば印鑑証明書。登記原因証書の適格要件を見直して、そこに実印を押させるというふうにした場合でも、要するに現行の真正確保方法と重複をするではないか。それからもう一つは、民法百七十六条の物権の変動等については「意思表示ノミニ因リテ基効力ラ生ス」、このいわゆる民法の意思主義とのかかわりで、提出を強制する

書の中にも年月日、登記原因、これはどうしてありますか。お出しになつたからして少なむとも思ふが、どうしてありますか。

○山田敬一 始された賃貸問題でとことて講話をなす
深められるかということでおざいますが、第一回

が存在しない、あるいは提出することができない場合には副本で申請ができる。これは四十条で例外的に規定が置かれている、こういう仕組みになっております。私はそれは十二分に承知した上で、今、質問に対するお答えをさせていただきます。

ところは、登記申請のためだけに原因証書をつく
るというものではないだろう、便宜的に作成させ
るというようなことであれば、それは余り意味が
ないのではないか。

は法務省令で定めることを予定いたしておりますが、今仰せになりましたように、現段階のシステム設計では登記原因とその日付というのが入っておりません。そこで、さあしたり板橋出張所を第一号として指定して動かすに当たりましては、ここでは今のシステムがそくなつておりますので、登記原因を要約書に出すわけにはまらないわけでありますけれども、かねてから日司連からもそういう御要望がございますので、私ども民事局といたしましては、確かに登記原因の記載が一つの有益な事項であると考えますので、できるだけ早い機会にそういう御要望に沿えるようなシステムが実現できればと思つております。

複する点もあるかもしれませんけれども、質問をさせていただきたいと思つております。
まず第一点は、登記原因証書の関係でございま
すが、現行制度のもとでは登記の真正を担保する
措置は具体的にどういう形でとられているのでし
ょうか。そして、それで果たして十分であると御
評価されているのか、あるいは不十分な点もあ
りますという御認識なのか、まとめの意味でちょっと
とお願いしたいと思っております。

○藤井(正)政府委員 真正を担保するための方法
としては、現行法では第一に、登記は原則として
登記権利者と登記義務者またはその代理人が出来
て申請しなければならないという共同申請の原
則がとられているということ。この共同申請に当

そこで、くどいようでございますが、法第三十五条で必要的添付書面とした原因証書、この立法の趣旨は一口で言うとどういうことでございましょうか。

○稻葉政府委員 直接的には登記済み証を作成するということに非常に意味があるわけでございますが、そのほかに先ほどから問題になつております登記の真正を担保するという機能も同時に期待しているというふうに考えております。

○山田委員 前回の審議のときとくどうの先ほどまでの審議のときで浮かび上がつた論点の重要な一つは、初めから論理的に登記原因証書が存在をしないというようなときは例外として除い

局長も審議官も御答弁もさつたのだろうと思いま
すが、大体こんなところでござりますか。ほかに
何かございましたら……。

○藤井(正)政府委員 大体仰せのとおりでござい
ます。

〔委員長退席、今枝委員長代理着席〕

○山田委員 原因証書自体の真正担保は一体どう
するのかということにつきましては、登記実務家
として司法書士がそこに関与する、かかる、そ
ういう中でこの原因証書自体の真正といふものは
かなりの部分確保される、担保されると私は思
います。具体的な登記実務の現場での司法書士の対
処の仕方等に思いをいたせば、現実的にそれは言
えるわけでござります。

ですが、ブックレスシステムの実験局、これは時の法務大臣が指定登記所を指定される、そしてそれが複数、十、二十、百というふうにだんだん拡大をしていく。それで、そういうブックレスシステムが実際に運転開始された場合に、このコンピューターシステム全体について改めて今度は検証、評価をする一つの委員会といいますか、現在板橋のパイロットシステムについてはその検証とか評価の委員会が設置されているわけでございまが、このいわゆるブックレスシステム全体についての検証 評価をする委員会等は設置すべきではないかなと存じますが、この点はどういう御見

たりまして、その申請書もしくは代理人による場合には委任状に押捺されている判と印鑑証明書による照合とということが行われることによってその意思が確認されるという仕組みになつております。第二に、申請書には登記義務者の権利に関する登記済み証が添付される。この登記済み証が添付されるということは、これは登記義務者がその所有権移転登記申請をしているということを推知させる資料であるということが言えようかと思ひます。もちろん、これがない場合の保証書といいます。機能も果たすわけでございます。三番目に登記原因の証書これは登記原因の内容に沿う文書が作成され

で、しかしその他の登記原因が現実に発生をす
る、存在をする、そういう登記申請についても登
記原因証書の提出強制ができないのかどうかとい
うところが論議のポイントになっているわけで
す。

それで私も御答弁等を伺つておりますと、三点
ないし四点ほど民事局長あるいは審議官から指摘
がなされておるので私なりに整理してみますと、
一つは登記原因証書自体の真正担保は一体どうす
るのかということがいま一つわからない。いい答
えが出ない。それから二つ目は、現行の採用して
いる真正担保の手法と重複する部分があるので

それから、現行方法と重複をするということにつきましては、例えば印鑑証明書のシステムを考えてみた場合に、実印が委任状に押されている、そして印鑑証明書が添付されてくる、それを突き合わせる。本人申請の場合には申請書の登記義務者のところに実印が押されますから、そことの照合をする。仮に、新たな適格要件をつけたところの生まれ変わった原因証書に署名、捺印をさせ、その場合の捺印は実印だ。こうした場合に、印鑑証明書を突き合わせる書類が一件ふえたということで重複というイメージは確かにあります。イメージというか、重複でございますが、しか

し、その他のいろいろな債権契約的なものも含めて物権契約というものが記載された、その意味で不動産取引に関するいろいろな情報がたくさん記載されたその登記原因証書に自署して、そして実印を押す、それが印鑑証明書と合っているかどうかダブルチェックということも、これは現実にあり得るわけでございまして、私は、そういう観点からいたしましても、現行とされている真正担保、確保の手法とダブルのからそれは要らないんじやないかということにもならないんじやないかなというふうに存じます。

それから、これは後ほどまた触れたいと思って

いるのですが、原因証書そのものが、確かに実印、判こという部分で見ればそういうことでござ

りますが、登記申請手続に添付書類として出され

た登記済み証、それから印鑑証明書、あるいは実印を押した委任状、あるいはまた住民票、そ

う他の添付書類の一つ一つとこの原因証書を比較

対照した場合に、まさに審議官もおっしゃってお

られたかと思いますが、いわゆる物権変動の過程

あるいは物権変動があつたという事実をこれは記

載をしているわけでございますから、要するに、

物権変動の存在を直接的に表現をするそういう書

面であるという意味においても他の添付書類とは

全く違う機能を持つものではないか、こういうふ

うに見ることもできるわけでございます。

したがいまして、単に重複するのではないかとい

うことだけとどまらずに、やはりダブルチェック

とか書類の持つ性格、機能の違いといふところ

にももう一步立ち入って着目をされていく必要があ

る、こういうふうに私は考えます。

〔今枝委員長代理退席、委員長着席〕

それから、民法百七十六条意思主義との関係についてでございますが、先ほど来、また御答弁の

中にもありましたけれども、フランス民法はこれ

はもう意思主義をとっています。その流れをく

む日本の民法も同じ、要するに意思主義をとる。

しかしフランスにおいても、お話をありましたよ

うに公証人が公証した原因証書というものの提出

を強制している、しかし一方には、その中で検討

を強制している、しかし一方には、その中で検討

をしていかれたときでき上がる原因証書、そういう

日本の場合でも、民法は確かに意思主義を採用し

ておりますけれども、発生した物権変動の成立要件は意思主義である、しかし、そのことを如実に

登記簿に反映させるべく登記を実行するわけです

から、そのときに一定の要件具备といいますか、

例えば原因証書あるいはそれにかわり得べき物権

変動の存在を確認できるものを手続法が求めると

いうことについては、これは今申し上げましたフ

ランス法の仕組みからいっても、それを例にとり

ましても段階に矛盾するものではない。実体法で

成立をしたことを実際に公示することが求められ

るわけですから、そのときに手続法の上から、こ

ういうものをそのときは出してくださいよと言つ

ても、これは別に矛盾するものではありませんと

いうことになると思います。

それから、登記申請手続のためだけに原因証書

というものはつくられるものではない、ともかく登

記ができれば、そのため便宜的につくつておけ

ばいいんだということであつては絶対ならぬと私

も思います。むしろ登記の真正を担保するという

機能のほかに、将来において不動産取引をめぐる

紛争、トラブルというのを予防していく、例えば

そういう機能というものも積極的に認めていく、

あるいはそれを持たせるためには現在の原因証書

というものをもう一度洗い直して、その適格要件

を含めてどういう位置づけにすればいいかといふ

ことを積極的に考えていくことが大事である

と思います。

それから、証拠保全とまでは自信がありません

けれども、後日紛争が発生した場合に、登記原因

証書を素材とした権利証が厳然として残されてい

ますよという意味においては原因証書に極めて有効な

機能を持たせ得るのではないだろうか。それは、

これはいろいろな方策が考えられるわけでございま

すので、そういう動向を見守った上でなお十分検

討してまいりたいと思っております。

○山田委員 その点は大変私もよく理解できま

す。それで国民のコンセンサス、それから具体的

に言えば登記原因証書を強制するということに見

合つて、例えばそうすることによって中間省略登

記とというようなものが要するに絶滅されていくと

の根底にあるのは、それによって国民に負担が生ずる、負担が生じた場合には、その負担と効果とが見合うかどうかということがあらうかと思いま

す。特に問題は、やはり真正担保ができるかどうかというところでございまして、巷間言われてお

りますところによりますと、中間省略登記というものは随分行われているというふうに言われてお

ますが、それがそのままの形で続くような状況での原因証書の作成でございましたと、今でも中

間省略というのは売買とかなんとか書いてあるわ

けですから、それが続くようなものであれば何の

意味もないということになるわけで、国民に負担

をかけるだけの制度になる。

そうだとすれば、その場合にどういうふうにし

てそういう真正を担保できるかということが問題

になるわけでございまして、これは先ほど植葉委員の御質問にお答えした点でもありますけれど

も、公証制度というのを導入するということは、

これはフランスがやつておりますとおり、できな

いことではないと思います。ただ、それが国民の納得が得られるかどうか、それからそれについて

これはフランスがやつておりますとおり、できな

いことではないと思います。ただ、

いうことになるのであれば、それはむしろ国民のコンセンサスが得られたと見ていいだろう。あるいは登記原因証書の提出強制ということもあり得るだろう、極めてわかりやすいわけでございます。

実は、私も中間省略登記が水面下でかなり増加しているというふうに推察ができる。それから、実際は売買による所有権移転登記であろうはずなのに、真正な登記名義の回復を登記原因として申請されてくる。それは、甲から乙へ移転したのが実は丙だったんだ、ここでとどまればいいのですが、丁だ、その先だ、こういく場合も極端な例としてはあるようございます。要するに、そういうことが絶滅されていく方向ではつきりとした効果が期待できるということになれば、例えばこの原因証書の提出強制ということも十分意味を持つ。これは非常にわかりやすい。そのためにはまた中間省略登記あるいは真正な登記名義回復、それは不登記上真正な登記名義の回復を登記原因とする登記申請は認められているわけですから、要するにこれを悪用したといいますか、利用して、本当に売買による移転なのにこれを何度も利用する。いずれにしてもこれはいけないわけですよ。ですから、そういうものをなくしていくために、一方において不動産公示制度を支えている職能集団、司法書士のサイドにおいても懸命な努力が必要であるということは当然言えるわけでございます。

そこで、これは鶏が先か卵が先かというようなことにもなるわけですが、今の中間省略登記、いろいろ考えてみると、田舎の方の人口が余り多くない地方における登記申請の実態と、それから大都市部における登記申請の現場の実態というのはかなり違うようです。特に中間省略登記あるいは真正名義の回復を原因とする登記等は、主に大都市部等で隣の人の顔もわからないというようなところでの登記事案において起ることがある、これもまた事実であろうと私は思います。

そうなると、司法書士はどうするかというと、要するにその売り主、買い主をここに呼んできてください、こうやるわけです。いや、買い主はいつも連れていらっしゃいますが、売り主は病気しておませんとなつた場合に、大都市部における司法書士はどうするかというと、本人を確認するためだけでも、これはやはり例えばそういう司法書士の側からいえば、原因証書というものが要するに強制されないから、詰めて詰めていくと、このところがなかなかネックなんですねといふ言い分がある。主張がある。いや、しかしそう簡単に強制はできませんよ、三十五条、四十条との関係からいって、そう簡単にできませんよ。では、やるために、中間省略の登記がほぼ抑止された、減少させることができたという実績あるいは見通しというものが、少なくとも心証が得られないれば法改正なんかとてもできませんよ。これではどうにもぎりぎりして行き詰まってしまうわけでございます。

そこで、もう時間がありませんが、真正名義の回復を原因とする、ちょっといかがわしい、おかしいなというような感じの登記もふえる傾向にあると言われておりますけれども、それについても全く同じことが言えると私は思っておりまます。登記官の皆さんは、我が国の公示制度というものをしておられる限り、しかも他の国システムに比して全く遜色のない、あるいは、確かに公信力は与えられていないけれども、世界一の正確な我が国の登記システムなんだというところを理想として目指して、誇りを持ち、あるいはまた使命感を感じて、そしてまた情熱を燃やして頑張っておられる、これは事実でございます。いわゆる提出され

に、これがAからBという移転の形になつていますけれども、司法書士としても、これが登記法が全く予定していない中間省略登記なのか、あるいはAからBへの債権契約、そして物権契約があつて、代金の決済が済んで登記申請手続を委任したということなのかというのは、その段階ではわからないわけです。

そうなると、司法書士はどうするかというと、要するにその売り主、買い主をここに呼んできてください、こうやるわけです。いや、買い主はいつも連れていらっしゃいますが、売り主は病気しておませんとなつた場合に、大都市部における司法書士はどうするかというと、本人を確認するためだけでも、これはやはり例えばそういう司法書士の側からいえば、原因証書というものが要するに強制されないから、詰めて詰めていくと、このところがなかなかネックなんですねといふ言い分がある。主張がある。いや、しかしそう簡単に強制はできませんよ、三十五条、四十条との関係からいって、そう簡単にできませんよ。では、やるために、中間省略の登記がほぼ抑止された、減少させることができたという実績あるいは見通しというものが、少なくとも心証が得られないれば法改正なんかとてもできませんよ。これではどうにもぎりぎりして行き詰まってしまうわけでございます。

そこで、もう時間がありませんが、真正名義の回復を原因とする、ちょっといかがわしい、おかしいなというような感じの登記もふえる傾向にあると言われておりますけれども、それについても全く同じことが言えると私は思っておりまます。登記官の皆さんは、我が国の公示制度というものをしておられる限り、しかも他の国システムに比して全く遜色のない、あるいは、確かに公信力は与えられていないけれども、世界一の正確な我が国の登記システムなんだというところを理想として目指して、誇りを持ち、あるいはまた使命感を感じて、そしてまた情熱を燃やして頑張っておられる、これは事実でございます。いわゆる提出され

に、これがAからBという形になつていますけれども、司法書士とともに、これが登記法が全く予定していない中間省略登記なのか、あるいはAからBへの債権契約、そして物権契約があつて、代金の決済が済んで登記申請手続を委任したとすることなのかというのは、その段階ではわからないわけです。

ただ、その場合に、登記権利者と義務者を連れていらっしゃいと言つた場合に、承知しましたと連れてくる場合があるのです。連れてきたのが実はA事業者と意を通じた、そういう登記義務者本人じゃないのを登記義務者ですといふように連れてくる場合がある。その場合には確認の手段が、やればいろいろな方法があるのでしようけれども、そこに例えば登記原因証書というものを出さなければ所有権移転できないのですよ、こういうことになつていて場合に、ではここに署名、捺印をしてください、そこに自分で署名した、そして

判こを押そうと思つたけれども、そこで実印を、通常持つていないわけですから、見破ることがであります。司法書士はやはり善良な管理者の注意義務を有するべきであります。司法書士の事務所を訪ねた。そのときも権利者の必要書類も全部A事業者が持つてまいりまして司法書士の事務所を訪ねた。そのときも権利者の必要書類も全部A事業者が持つてまいります。司法書士はやはり善良な管理者の注意義務を有するべきであります。司法書士はやはり善良な管理者の注意義務を有するべきであります。

ただとわかる。A事業者に、どうなんですか、AからBへと、中間省略しないでちゃんと実体に即した登記の手続を、あなた、しなければだめですよ、そうないと我々は八条で、要するに嘱託拒否ですよ、こうできるわけでございます。

ですから、鶏が先か卵が先かと私申し上げましたけれども、これはやはり例えばそういう司法書士の側からいえば、原因証書というものが要するに強制されないから、詰めて詰めていくと、このところがなかなかネックなんですねといふ言い分がある。主張がある。いや、しかしそう簡単に強制はできませんよ、三十五条、四十条との関係からいって、そう簡単にできませんよ。では、やるために、中間省略の登記がほぼ抑止された、減少させることができたという実績あるいは見通しというものが、少なくとも心証が得られないれば法改正なんかとてもできませんよ。これではどうにもぎりぎりして行き詰まってしまうわけでございます。

そこで、もう時間がありませんが、真正名義の回復を原因とする、ちょっといかがわしい、おかしいなというような感じの登記もふえる傾向にあると言われておりますけれども、それについても全く同じことが言えると私は思っておりまます。登記官の皆さんは、我が国の公示制度というものをしておられる限り、しかも他の国システムに比して全く遜色のない、あるいは、確かに公信力は与えられていないけれども、世界一の正確な我が国の登記システムなんだというところを理想として目指して、誇りを持ち、あるいはまた使命感を感じて、そしてまた情熱を燃やして頑張っておられる、これは事実でございます。いわゆる提出され

だいて見るわけですね。そして発見することがあります。今度こうなりますと、要約書を交付申請をしましても、すばっとそれが出てくれればいいのですが、それが出てこない場合があるのだろうと思いますね。そういう場合は、その人は一律どうしたらしいのですか。

○稻葉政府委員 コンピューターで名寄せといいますか、そういうのはやらないという建前になつておりますので、私どもとしてはそういう要望についてどういうふうに配慮するかというのはいろいろ苦慮しているわけでございますけれども、非常に限定された区域内については、そういう不動産の所在を所有者の名前から探しあげるといふようなことをしていいのかなというようなことも考えております。ただ、私どもとしては、少なくとも住居表示から不動産の所在がわかるというような仕組みはつくりたいというふうに思つておるわけでございます。

○安藤委員 今の前段のお話ですと、甲野太郎氏はどこどこに住んでおってこういう人だ、この人のを江戸川区の何町の何丁目で探してもらえぬかと言えば、今のお話からすれば探し上げますよということで探していただいて、それに該当する要約書をいただくことができる、こういうふうに理解してよろしいわけですか。

○稻葉政府委員 そのような方向で今検討しております。

○安藤委員 そうしますと、それはそのコンピューターのシステム計画もきちっとやる、そういうものを特にシステム計画としてハードの面で入れ込まなくともちゃんとできるわけですか。

○稻葉政府委員 そういう事態を想定いたしまして、どのくらいの狭い区域にするかということはまだ、なるべく狭い区域にしてせいぜい起番区域ごとだらうというふうに思つておりますけれども、つまり番地が一連出ていますが、その番地ごとの区域ごとだらうと思いますが、そういう方向でシステムの中には一応組み込んでおります。ただ、それを悪用ということがあっても困ります。

シの問題がござりますので、それをにらみながら直接申請人にタッチさせると、いろいろなことはしないで、常に登記所の職員に聞いていただきて、登記所の職員が調査した上しかるべきお教室するというような形で、乱用はできるだけ防止するような形でやりたいということで、システムの中には組み込んでいるわけでございます。

○安藤委員 この閲覧の関係で、日本司法書士会連合会の方からいろいろ協議をなさった過程で、これは午前中参考人の御意見になかったような気がするのですが、印字をして、印字というのは字であらわして、例えば今の何丁目、これは全部これだけですというふうにして、これは紙にしてこれだけです、そしてそれを閲覧するというような要求もしておられるよう聞いておるのであります。そうしますと、要約書というのは、この前からいろいろお伺いしておりますと一枚十筆ぐらいだといふふうに言つておられるのですが、それをもつと幅広くこれとこれというように一つの町名、どこで区切るかは一応別にして、十筆ということではなくて、つと幅広くこれだけのものがこうありますというふうに出して、それを閲覧することができるようになります。こういうようなことはお考えにならないのですか。

○稲葉政府委員 不動産を特定していくだければ、例えば何番から何番までは出してくれというふうに言われば、これはコンピューターの操作で何筆でも出ます。もちろんそれに相応する手数料はかかるわけでございますが、抽象的に全部下書きというような請求は認めない。要するに、どういうところのそういうデータが欲しいかということだけは特定していくと、まさに原簿そのもの御意見を伺つておりますと、まさに原簿そのも

のを見せて、それを閲覧をしてあらうといふことで、それしかないわけです。だからいろいろいろ紙の質も悪くなるし、くしゃくしゃになるしといふことはある。それからたまには事故もあるといふことで、よくわかるのですが、やはりいろいろいふことで、よくわかるのですが、やはりいろいろいふ不便があるなということを思うのですから。私が思うには、それはパチンコ屋みたいに台をたくさんつけるといふようなことは到底できませんよといふような話は前もって伺つておるのでですが、この前板橋へお邪魔しましたときに、閲覧をしておられる方がほとんど満席で閲覧をしておられた。数えましたら大体二十人近くみえたかなというふうに思うのです。あそこは相当忙しい出張登記所だといふふうに伺つておられるのです。しかし、今度は端末機だけ置くといふ登記所もあるのだといふこともお考えになつておられるようだし、全部が全部二十台要るわけではないと思うのです。大体五台のところ、あるいはもうちょっと少ないところ、多いところ、大体平均五、六台ぐらいを各登記所に置けばそれでいいのではないかなどといふ気がするのです。そんなこと言つたつて千百七十カ所あるのだぞといふふうにおっしゃるかもしれないませんが、それで計算しても大体六、七千台。

いうような制度で不動産登記法があるわけですか
ら、これをきちっと維持していく、これが国民に
対するサービスの低下を招かない、不便さをもた
らすというようなメリットをなくす、こういう
ようなことから一遍考えてみていただく値打ちは
あるのではないかと思いますが、そのことは全く
考慮の外だということなのか、それなら一遍考え
てみようかということになるのか、どうなんじ
ょう。

○福葉政府委員 先生おっしゃったような現行の
閲覧制度は、本来は一筆ごとに二百円の閲覧手数
料が必要だということになつておりますが、実際
には一筆見たいといつても一冊を貸すというシス
テムにならざるを得ない。本当を言えば、その一
筆分だけ外して見せてやつて、あとはこちらにし
まつておくということの方がいいのかもしれません
が、それは非常に手間がかかるということから
そうなつているわけです。そういう意味では、全
部を見るということのは、制度的にいえば少し悪用
と申しますか、制度本来のあり方からいうと違つ
た使われ方をしているのではないかということが
基本にございます。

それと、先生御指摘のような方式でござります
が、要するにディスプレーに映し出して閲覧に供
するという方式でございますが、これについても
民事行政審議会で検討がされました。そしてお手
元の法律案関係資料の中に民事行政審議会の答申
が載っております。その二十四ページに出でおり
ますが、結局、表示装置の数が多い、それから管
理要員が要る、設置面積が多くなる、コンピュー
ター運用経費がかさむ。結局、コンピューターの
場合にはデータを選別してそれを線でディスプ
レーのところに持つてくるという経費がかかるわ
けで、そういうような経費がかかるわけでござい
まして、むしろ紙に打ち出した方が安くつくとい
うことがあります。

そういうことで、現在の閲覧の利用というのは
安価だというところに非常に支えられているわけ
でございますけれども、安価というのはかなり危

险なことを承知の上で、先生御指摘のような危険性を承知の上で原本を閲覧に供しているというところから生まれてきているわけで、かなり前近代的なシステムになっている。その前近代的なシステムをもつと安全性のあるシステムに変えようとする、そこではある程度違った形にならざるを得ないので、その中でもできるだけ安価に情報を提供したいということでこういう要約書の制度をつくったわけでございまして、かつてこの点は非常に検討したわけでございます。非常にはじめやすいい、今の制度からいうと先生おつしやるようになじみやすい制度でございますが、検討した結果としてなかなか難しいということに現在のところはなっております。

そこで、先回いろいろお尋ねをしまして、一番最後のところで、人員の関係で、これはもちろん大きっぽな話ですが、全部これを移行するまでに延べどのくらいの人手が要るだろうか。当然これは人件費にもかかわってくるわけですから、そういうような予算計画というのもきちっと立てていかなくてはならぬだろうと思いまますから、そういう点でお尋ねしておるので、ではどのくらい要るというふうにお考えなんですか。

○藤井(正)政府委員 前回、バックアップセンターでその業務に従事するための職員が三人程度必要であろうということを予測として申し上げたわけでございますが、これが順次移行庁がふえてまいりまして、全国的に展開をした場合の最盛期における所要人員がどのくらいであるかということは展開計画次第でございまして、それがなかなか実は算定困難でございます。バックアップセンターの業務は、移行作業とそれ以外のバックアップ業務と両方含んでおるわけでございますので、それを全部込みにして考えなければならないわけでございますが、現段階で一応の展開図を描いて機械的に算出をしてみますと、最盛期において職員の数として三百人余りの職員が必要なのでないか。バックアップセンターの要員としてはそれぐらいが必要なのではないかというふうに一応試算をいたしております。

○安藤委員 そうしますと、これは全部移行が完了して、おっしゃるように最盛期に五十のバックアップセンターで三百人要る。そうしますと、これは最盛期ですから、私、先ほど三人とおっしゃつたので、これは百五十人かなと思つたのですが、三百人、ずっと三百人要ることになるわけですか。

○藤井(正)政府委員 ただいま申し上げましたように、バックアップセンターでは、当面移行作業を行うと同時に、既に移行が完了しましてコンピューター稼働を始めたものにつきましてのもうもうろのバックアップ業務、それは障害対策もござい

生まれていませんが、そうちのバッカアップ業務等を含めて両方の業務を行なうわけでございまして、今最盛期と申し上げましたのは、移行が最も多く行われる時期にその両方を含めたものとして三百名余りの者が必要であるということを申し上げたわけでございます。したがつて、十数年たちまして、移行が全部完了しましたので、それから先はバッカアップセンターの要員は減つてしまいるということになります。

○安藤委員 最盛期三百人ですと、それからまた徐々に減つていく、それ以前は徐々にふえてくる、等差級数か何か知りませんが、そういう計算をすると、これはもつとふえるわけですね。最盛期の必要人員が三百人ですから、それまでどんどんふえていく、それからまた減つっていくわけですね。だから相当な人数が必要です。

それから、情報センターですか、この前のお話では、これも最盛期ですか、三十五人というふうにおつしやつたのですが、そもそも今のお話のいわゆる最盛期という話ですか。

○藤井(正)政府委員 センターは移行を行なつまつたので、したがつて、これは全国的に展開が終わった段階で三十五名程度必要である、そういう状態に落ち着くということでございます。

○安藤委員 移行作業には、この前は外部に委託するというようなお話をあつたのですが、どの項目のどれを移行するかということともきちつと監督し、それが正確に行われるかどうかを管理監督する方も必要だと思うのですが、そういう人たちも含めての話だというふうに今お聞きしましたけれども、この人たちはどういうふうにして確保しているかの計画なんですか。

○藤井(正)政府委員 前回も申し上げたことでござりますけれども、中長期的にはともかくとしまして、短期的には、移行作業が始まり、しかしコンピュータ化によるメリットというものがまだ

員につきましてはかなり窮屈な状態になることは避けられないと思います。これにつきましてはできる限り内部の努力でもって対処いたしたいと思いますが、それによって対処できないものにつきましては、やはり関係機関の御理解を得て増員に努力するはかはなからう、こういうふうに思つております。

○安藤委員 内部でまず努力をする、それで賄えない場合はほかのいろいろなことも考えるというお話ですが、内部で努力されるとおっしゃるのでですが、これは今までいろいろ議論がなされましたし、私どもも希望を申し上げてきましたし、そして請願も採択されてきておりますし、とにかく登記所は人手が足らなくてきりきり舞いしているという状況です。これはまだしばらく続くと思うのですけれども、内部で人を何とかやりくりといつたって、これはいよいよ移行作業に入つたから何々法務局からあるいは地方法務局から、どこどこの出張所から一人持つてこようかというようなことで人を集めなんということは考えておられないと思うのですが、どうです。

○藤井(正)政府委員 現時点において既に登記所というのは慢性的に人員不足の状態にござりますから、内部努力と申し上げましても、しかく容易なことではないというのは先生御指摘のとおりでございます。ただ、現下の定員事情と、効率化を図るために逆に増員を要するという矛盾した命題を抱えておるわけでございまして、私ども大変つらいところでございます。これは職員の理解も得ながらその方策を切り開いていかなければなりませんし、精いっぱいの増員努力もいたしたいと思つております。さらに、一時的にはO·Bの能力の活用なども考えなければならないのではないかと思つております。

○安藤委員そこで、お金の方ですが、人件費が要るわけです。あるいは外部の人に依頼をすればそれなりの報酬を支払わなくてはならぬと思うのですが、お金の方の手当てというのは、先ほど来も予算面、資金面についていろいろお話をあつ

のですが、特会の方だけで賄つていくということをお考えになるのか。あるいは、少しづつ移行されていきますから、手数料の値上げは今年度はやらない、来年度やるということは決めていないといふお話ですが、移行されていくに従つて手数料も上げていくこととも含めてそちらの方で賄つていくのか。特会の方で全部賄つていくということをお考えなのか。あるいはその点について、人件費も含めてですからまた別途大蔵省、総務庁にちゃんと渡りをつけて、手当てはちゃんとつけてもらえるというような見通しはもちろん立てておられるだらうと思うのですが、その辺の話はいいのですか。ちょっとと心配になるものですか

○藤井(正)政府委員 合に、乙号利用者にとりましては大きいものがあろうかと用意とも考えまして、手数料についたしたいと思っておりますがうするということを申し上げるわけではございません。

○安藤委員 人数のときにもが、具体的な計画を細かく書き立つことは難しいと思うので五百円に上げて、二百円をも同年かしたら今度はそれを

二段階か三段階に分
になつてゐるのでは
すが、どうですか。
は地方公共団体の
抄本の手数料は、では今度は
ユーター化された場
してはかなりメリット
忘ひます。そういうこ
については増額を検討い
るが、今まで具体的にど
られるほどの腹案が
申し上げたのです
ちつとはじき出すと
すが、例えは四百円
三百円に上げて、ま
六百円に上げる、四
いうふうに思つておりますが、それがいつでどの
していただきたいと思うのです。値上げはつと
しないといふわけじゃないと思うのです。国また
は地方公共団体の
幾らにするのか、一緒にするのかどうかということ
ともお尋ねしたいと思うのです。
○藤井(正)政府委員 コンピューター化の推進に
は資金計画を伴わなければならないのはもちろん
でございます。その資金計画とのにらみ合わせで
行の序数もおのずから決まっていくことになるわ
けでございます。さしあたり今乙号手数料のお話
がございますが、これは私ども確かに近いうち
に値上げに踏み切らなければならぬ、資金計画
の上からいきましてもうそしぬければならないと
おもふがございますが、これは私ども確かに近いうち

うのです。
午前中、星野先生に、その点は学者先生だから
余り御存じないかなと思いましてけれどもお尋ね
しましたら、例えば今度のメリットは遠隔地の自
分の持っている不動産の勝手本を行かなくてともと
れる、非常に便利だというふうにおっしゃったの
ですが、それに加えて星野先生は、やはり不動産
を持っている人じゃないとそういうメリットはない
んだろうな、あるいはリゾート地に別荘など持つ
ている人じゃないとメリットはないだろうな、こ
ういうお話をあつたわけです。となりますが、そ
ういう不動産を持つていない一般の人たち、これ
はメリットがあるのだろうか、あるいは自分が住
んでいるところだけは何とか持っているが遠隔地
に持っていない人にはどうメリットがないのじや

○安藤委員 これまでこの工夫を要するところでございません。その過程において、手数料について受益者負担の原則に立つてある程度の増額をしていただくということも考えなければならないであろうと思つております。そのほか、歳入の増を図るにつきましてはいろいろ工夫を要するところでございますが、これはこれから特別会計の規模とらみ合はせながら予算上大いに工夫を要するところではないかと思っております。

百円に上げる、こういう大まかな計算を立ててそれに伴つてコンピューター化を進めていく、そういうような計画がないと、これは二十一世紀に完成するんだとおっしゃるのですが、来年度はどことどこと幾つの登記所をコンピューター化する、その次がまたさらに幾つ、その後が二十とか三十九というようなことで計画を立てておられないとおかしいと思うのです。それに見合った資金計画、収入計画というのは今ここでは言えないとおっしゃるかも知れませんが、立てておられないからしたら

ぐらいかということをここで申し上げられるほど
の段階にまだ至っていないということを御了承い
ただきたいと思います。

それから、商業・法人登記の閲覧はこれを有料
にするとということを今回の法案の中に盛り込んで
御審議をお願いしているわけでござりますが、
國、公共団体の関係の乙号手数料につきまして
は、民事行政審議会の答申の中でもこの無料制の
見直しをせよということが指摘、提言をされてお
りまして、これは私どもも考え方ではなればいいと

ないかなと思うのです。ところが、自分の住んで
いるところの自分の土地の賭博本をとりに行くと
値上げになつているということになると、果たし
て一般の国民に対してもメリットがあると言えるの
だろうかという気がするのですが、その点、大臣
は今度のこの改正案についてそういう点から見て
どういうふうにお考えなのか、お答えをいただき
たいと思います。

○林田国務大臣 今、国民はだんだん資産を持つ
ようになってきております。特に田舎から都會へ

やないのかな、だから相当頭が痛い話じゃないのかなというふうに思うのです。先ほどお話をあつた登録税関係の方からの、一般会計からの問題は壁の話もありますし、いかにしてその壁を動かすか、少し穴をあけて突き破つてもらうかといふね話もあるうかと思うのですが、先ほどおっしゃったように受益者負担ということで手数料の値上げ、これもまあお考えになっておられると思うのですが、もちろんそちらの方でということになりますと、参考人の方々も牧野さんとか多田さんは国民に対しても非常に大きな負担だというふうに言つておみえるになるわけです。

そこで値上げの問題ですが、今度は登記事項証明書の交付あるいは要約書の交付ですね。閲覧二

おかしいと思うのですよ。だから、先ほど私が言いましたように、それに従つて手数料の料金値上げは大体二、三年なら二、三年幅ということでおやりにならなければ賄えないのではないかと思うのですが、そういうことは考えておられないのですか。

〔騰〕それからもう一つは、今度国または地方公共団体などの謄抄本も有料になる。それから、商業登記簿の関係の閲覧を有料にする。だから相当、あれも有料にする、これも有料にする、これは値上げするということで資金計画をお立てになつていると思うのです。大まかなそういう話ぐらい聞かせていただかないと、これは国民に対する非常に大きな負担になるわけですから、それはやはり話

思つておりますが、なかなか各方面との関係がございまして、今直ちにこれに踏み切れるだけの段階に至つていなわけでござります。

○安藤委員 この手数料の関係で最後に大臣にお尋ねしたいと思うのですが、今お聞きいただいておりますように、手数料はいつになるかわからぬがとにかく値上げをするということは考えておる、そしてこれが午前中の参考人の方々の御意見では、国民に対する相当大きな負担になるのだと、いうことは言つておみえになるのですが、一般的に国民にとってこのコンピューター化がどのくらい本当にメリットがあるのだろうか、それだけ値上げをされてそれだけの受益者としての負担でちゃんと帳じりが合うのかどうか、これは問題だと思

出てくるという人が非常に多くなりまして、田舎の方に先祖伝来の田んぼも持つておるというような方も相当多いわけです。また、都会へやつてまいりまするとマンションに住まわれるという方が多いわけでありまして、マンションの個別の部屋の登記というのはなかなか難しいわけです。そういうようなことで登記がはるかかなたにあり、あるいはまだ改ざんのおそれがあるというような心配もあるわけであります。したがって、どうしても登記が正確に行われ、すぐ検索をして自分の財産がわかるということ是非常にメリットがあるのじゃないかと思うわけであります。そういうときに当たりましてコンピューター化をしていきまするから、今先生おっしゃいましたようにあちこち

騒 それからもう一つは、今度國または地方公共団体などの騒抄本も有料になる。それから、商業登記簿の関係の閲覧を有料にする。だから相当、あれも有料にする、これも有料にする、これは値上げするということで資金計画をお立てになつていると思うのです。大まかなそういう話ぐらい聞かせていただかないと、これは國民に対する非常に大きな負担になるわけですから、それはやはり話

がとにかく値上げをするということは考えておる、そしてこれが午前中の参考人の方々の御意見では、国民に対する相当大きな負担になるのだとということは言っておみえになるのですが、「一般的国民にとってこのコンピューター化がどのくらい本当にメリットがあるのだろうか、それだけ値上げをされてそれだけの受益者としての負担でちゃんと帳じりが合うのかどうか、これは問題だと思

いうようなことで登記がはるかかなたにあり、あるいはまた改ざんのおそれがあるというよくな配もあるわけであります。したがつて、どうしても登記が正確に行われ、すぐ検索をして自分の財産がわかるということ是非常にメリットがあるのじゃないかと思うわけであります。そういうときに当たりましてコンピューター化をしていきまするから、今先生おっしゃいましたようにあちこち

「……」ただきた」と思ひののです。植上げはずつと

う
の
で
す。

のものがこれによって引き出されて簡単にわかる
ということだけでも大きいメリットになるのじゃ
ないかと思うわけです。特にこれから権利関係が
非常に複雑になってくる時代でありますから、
そういう時代に先駆けて登記がコンピューター化
されておるということは時代を先取りしたわけで
ありますて、大変有意義なこと、かように存ずる
次第でございます。

○安藤委員 どうも大臣答弁、全面的に納得する
わけではございませんが、時間が参りましたので
これで終わります。

○戸沢委員長 次回は、公報をもってお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十三分散会

昭和六十三年五月九日印刷

昭和六十三年五月十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局